

令和 5 年 第 4 回

芦北町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 5 年 9 月 5 日

閉会 令和 5 年 9 月 15 日



熊本県芦北町議会

令和５年第４回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・5	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
6	水	本会議 一般質問
7	木	委員会審査 総務厚生（総務課、企画財政課、税務課、会計室、 議会事務局） 建設経済文教（現地調査、建設課、上下水道課、 商工観光課）
8	金	委員会審査 総務厚生（福祉課、健康増進課、住民生活課） 建設経済文教（教育課、スポーツ・文化振興課、 コミュニティセンター課、農林水産課）
9	土	休 日
10	日	休 日
11	月	委員会審査（予備日）
12	火	休 会（議事整理）
13	水	休 会（議事整理）
14	木	休 会（議事整理）
15	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月5日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	9
第1 会議録署名議員の指名	9
第2 会期の決定について	9
第3 諸報告	9
議長諸般の報告	9
行政報告	9
第4 町長の提案理由説明	9
第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	10
第6 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価結果の報告について	12
（一括議題＝日程第7から日程第15まで）	
第7 認定第1号 令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	13
第8 認定第2号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	13
第9 認定第3号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	13
第10 認定第4号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	13
第11 認定第5号 令和4年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	13
第12 認定第6号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	13
第13 認定第7号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	13
第14 認定第8号 令和4年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	13

第15	議案第41号	令和4年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	13
第16	議案第42号	令和5年度芦北町一般会計補正予算（第4号）	15
第17	議案第43号	令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	19
第18	議案第44号	令和5年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	21
第19	議案第45号	令和5年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）	22
第20	議案第46号	芦北町災害危険区域に関する条例の制定について	22
第21	議案第47号	芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	23
第22	議案第48号	財産の無償貸付けについて	24
第23	同意第1号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	25
7	散 会		27

第2号（9月6日）

頁

1	議事日程	31
2	出席議員氏名	31
3	欠席議員氏名	31
4	説明のため出席した者の職氏名	31
5	事務局職員出席者	31
6	開会 開議	36
	第1 一般質問	36
	（1）10番 川尻成美君	36
	（2）2番 楠原清照君	44
	（3）1番 百田翔吾君	60
7	散 会	64

第3号（9月15日）

頁

1	議事日程	67
2	出席議員氏名	68
3	欠席議員氏名	68
4	説明のため出席した者の職氏名	68

5	事務局職員出席者	68
6	開会 開議	70
	(一括議題＝日程第1から日程第10まで)	
第1	認定第1号 令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	70
第2	認定第2号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第3	認定第3号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第4	認定第4号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第5	認定第5号 令和4年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第6	認定第6号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第7	認定第7号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第8	認定第8号 令和4年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	70
第9	議案第41号 令和4年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	70
第10	議案第46号 芦北町災害危険区域に関する条例の制定について	70
第11	議員派遣の件	84
	(一括議題＝日程第12から日程第15まで)	
第12	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第13	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第14	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第15	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	85
7	閉会	85

令和５年第４回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和５年９月５日

午前１０時 開会

於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定について

第 ３ 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 ４ 町長の提案理由説明

第 ５ 報告第 ６号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 ６ 報告第 ７号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価結果の報告について

（一括議題＝日程第７から日程第１５まで）

第 ７ 認定第 １号 令和４年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 ８ 認定第 ２号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第 ９ 認定第 ３号 令和４年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

第１０ 認定第 ４号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第１１ 認定第 ５号 令和４年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第１２ 認定第 ６号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

第１３ 認定第 ７号 令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第１４ 認定第 ８号 令和４年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第１５ 議案第４１号 令和４年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認
定について

- 第16 議案第42号 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第4号）
 第17 議案第43号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
 （第1号）
 第18 議案第44号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1
 号）
 第19 議案第45号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）
 第20 議案第46号 芦北町災害危険区域に関する条例の制定について
 第21 議案第47号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 第22 議案第48号 財産の無償貸付けについて
 第23 同意第 1号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
 いて

（散 会）

2 出席議員（12人）

1番 百 田 翔 吾 君	2番 楠 原 清 照 君
3番 長 口 隆 君	4番 林 田 燿 宏 君
6番 寺 本 順 一 君	7番 白 坂 康 浩 君
8番 草 野 安 道 君	9番 宮 尾 秀 行 君
10番 川 尻 成 美 君	11番 寺 本 修 一 君
13番 元 山 秀 志 君	14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（2人）

5番 坂 本 登 君	12番 岡 部 恵美子 君
------------	---------------

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 白 坂 達 也 君	税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長 長 崎 十三男 君	福 祉 課 長 池 田 康 浩 君
健康増進課長 田 中 公 広 君	農林水産課長 梶 浩 之 君
商工観光課長 釜 辰 信 君	建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君
上下水道課長 平 田 秀 臣 君	教 育 課 長 田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君	コミュニティセンター課長 上 野 孝 司 君
会計管理者兼会計室長 溝 俣 圭 一 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次 長(主幹) 鎌 田 富士夫 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
期 日 令和5年7月7日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 議長、副議長選挙 外
- 3 水俣・芦北地域振興推進委員会と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 令和5年7月10日（月）
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）
内 容 第七次水俣・芦北地域振興計画 令和6年度実施計画編について 外
- 4 川辺川ダム建設促進協議会総会
期 日 令和5年7月14日（金）
場 所 華の荘（人吉市）
内 容 令和4年度事業報告について 外
- 5 三期成会合同定期総会
①一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会
②一般国道445号道路整備促進期成会
③球磨川上中流改修期成会
期 日 令和5年7月14日（金）
場 所 華の荘（人吉市）
内 容 令和4年度事業報告について 外
- 6 熊本県町村議会議長会第1回監事会
期 日 令和5年7月21日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
内 容 令和4年度決算審査 外
- 7 令和2年7月豪雨犠牲者追悼式
期 日 令和5年7月23日（日）

場 所 芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）

- 8 水俣・芦北地域振興計画の推進に関する要望活動及び南九州西回り自動車道の建設促進に関する要望活動

期 日 令和5年7月27日（木）～28日（金）

場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）

- 9 水俣芦北地区中山間地域総合整備事業（広域連携型）推進協議会総会

期 日 令和5年8月2日（水）

場 所 芦北町役場3階大会議室

内 容 令和4年度事業実績及び歳入歳出決算について 外

- 10 熊本県町村議会議長会（正副議長研修会）

期 日 令和5年8月22日（火）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

講 師 第一生命経済研究所 主席エコノミスト 永濱 利廣 氏

内 容 講演：演題「日本のものづくりの品質と価値～半導体産業の行方」

- 11 芦北町戦没者追悼式

期 日 令和5年8月25日（金）

場 所 芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）

- 12 球磨川芦北町宅地かさ上げ事業着工式

期 日 令和5年8月26日（土）

場 所 旧吉尾小学校体育館

令和5年9月5日

芦北町議会議長 宮内道則

芦町監第14号
令和5年8月10日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和5年7月31日

3 検査実施日

令和5年8月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,969,687,292 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	6,200,399,208 円
	歳入歳出外現金	162,817,193 円
	計	8,332,903,693 円
水道事業会計		364,527,071 円

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 4 回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君と坂本君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番 楠原君
及び 3 番 長口君の 2 人を指名します。

-----○-----

第 2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から 9 月 15 日までの 11 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 11 日間に決定しました。

-----○-----

第 3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第 3 「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第 4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第 4 「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会 9 月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

まず、私ごとでございますが、この度、8 月 5 日付をもちまして、熊本県町村会

長に就任をいたしました。ちょうど今日で1か月であります。この間、議会議員の皆さん方をはじめ、町民の多くの皆さん方から祝意、祝辞、そしてまた激励の言葉を賜りました。町村会長といたしますと、かなりの重責でございます。地方6団体の一角を担う者として、しっかりとその職責を果たし、地方自治の発展と地方で暮らされる皆さん方の幸せの向上のために頑張ってまいりたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、整備を進めておりました災害公営住宅につきましては、佐敷地区はこの9月、湯浦地区は10月に完成の運びとなりました。本災害公営住宅が被災された方々の生活再建の一助となるとともに、新たなコミュニティの形成や地域の活性化など、創造的復興につながることを期待をいたしております。また、インフラ等の復旧についても、順調に進捗が図られており、1日も早い事業完了に向け、スピード感をもって引き続き全力で取り組んでまいります。

一方、8月上旬の台風6号の接近では、九州、沖縄、四国地方で線状降水帯が発生し、九州南部の多いところでは降り始めからの総雨量が1,000mmを超えるなど、各地に被害がもたらされました。幸い本町では大きな災害は確認されませんでした。今後も台風の発生、秋雨前線の活発な活動などが予想されることから、継続して気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら、対応に万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案について、御説明申し上げます。まず、健全化判断比率及び芦北町の教育に関する評価結果の報告2件、また令和4年度芦北町一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算認定並びに水道事業会計の利益の処分及び決算に係る認定等9件、令和5年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算4件、条例制定等2件、財産の無償貸付け1件、人事案件1件の、合計19件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第5、報告第6号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について御説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率です。実質赤字比率は一般会計及び町有温泉会計、奨学資金会計からなる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値として表れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、水道会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率を表すもので、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては表れてまいりません。

資料の2ページをご覧ください。

実質公債費比率です。実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率です。なお、3か年の平均で求めるようになっており、令和4年度は昨年度から0.3ポイント増の4.6%となっております。なお、比率が18%を超えると、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%を超えると、早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。

資料の3ページをご覧ください。

将来負担比率です。将来負担比率は、水道会計を除く一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対しどの程度あるかを表す比率です。充当可能な財源が起債の額を上回り、前年同様に数値は算定されませんでした。

以上、全ての指標が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあると言えます。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

資金不足比率です。資金不足比率は、水道会計及び農業集落排水会計、生排会計の公益企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものですが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号を終わります。

第6 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
結果の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第6、報告第7号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 報告第7号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会へ報告するとともに、公表することとなっております。

芦北町教育委員会におきましても、令和4年度分の報告書を作成いたしましたので、この度、議会へ報告するものでございます。この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、コミュニティセンター課、スポーツ・文化振興課の事業について、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5つの項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の1ページ、2ページに、事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A・B・C・Dの4段階に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかった事業については評価なしとしております。

全56事業中、A評価が29事業で、全体の51.8%、B評価が25事業、44.6%、C及びDの評価はございませんでした。また、評価なしは2事業、3.6%でした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、3ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号を終わります。

-----○-----

- 第 7 認定第 1 号 令和 4 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 2 号 令和 4 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 3 号 令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 認定第 4 号 令和 4 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 認定第 5 号 令和 4 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 認定第 6 号 令和 4 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 認定第 7 号 令和 4 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 8 号 令和 4 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第 41 号 令和 4 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮内道則君） 日程第 7、認定第 1 号「令和 4 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 15、議案第 41 号「令和 4 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

川尻君。

○10番（川尻成美君） 決算認定でありますので、冒頭、この時期に大綱的に質疑をさせていただきます。

ちょっとですね、監査委員の意見書を見てみましたところ、大変総体的に良い決算が出来たんじゃないかというふうに、私も思っております。豪雨災害が令和2年に、やがて3年目を迎える中、またコロナ禍もまだまだ続く中に、厳しい財政運営のようでありましたけども、1つが町税が伸びておりますが、この2億4,800万ほど増加している要因をまず1点。

2点目が、住宅使用料の収入未済額が2,366万余の未収がありまして、前年度比が110万8,000円ほどありますが、この点をちょっと2点ほどお聞かせください。

○議長（宮内道則君） ただいま川尻議員の件でございますが、ただいま申し上げましたとおりですね、本件については委員会付託の予定でございます。よって、委員会では詳細に審査をいたしますので、最終日の委員長報告後に質疑を求めることになります。質疑はそのときをお願いをいたしたいと思います。そういうことで御了承をいただきたいと思います。

それでは、説明があれば。

佐竹課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） それでは、税収が伸びている要因ということでお尋ねがありましたけれども、最も大きな要因は固定資産税の増でありまして、九州新幹線の償却資産に係ります課税標準の特例が令和3年度で終了しておりますので、令和4年度が約2億円の増となっております。

それから、個人住民税におきましては、川尻議員もおっしゃられましたが、新型コロナウイルス、それから令和2年7月豪雨の影響が回復傾向にあるということと、また豪雨災害の雑損控除の適用を受ける人が減少したことで、税額が増になっているものでございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

住宅使用料の件でございますけれども、住宅使用料につきましては、やはりコロナや災害等でですね、全体的に収入が少なくなったと考えられます。現年度優先で徴収を行ったことにより、それに充てておりますので、過年度分が多少増加した傾向にございます。今後もしっかりですね、徴収業務を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第41号の審

査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第16 議案第42号 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮内道則君） 日程第16、議案第42号「令和5年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第42号、令和5年度芦北町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,013万1,000円を追加し、総額を143億6,431万円とするものでございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は10ページをお願いいたします。

款2総務費です。企画費の124万4,000円は、田浦中学校横の旧ALT住宅をお試し住宅として活用するための修繕料103万4,000円などです。

電子計算費の68万2,000円は、文書などを生成する人工知能AIの実証に係る導入手数料です。

防犯対策費の111万3,000円は、防犯カメラ設置補助に係る申請件数増加に伴う増額です。

諸費の65万1,000円は、町県民税及び法人町民税の償還金見込みの増によるものです。

戸籍住民基本台帳費の36万3,000円は、戸籍の広域交付開始に伴い、正本データと副本データの整合性確認に係る委託料です。

熊本県知事選挙費の1,521万4,000円は、節1報酬から、11ページの節13使用料及び賃借料まで、令和6年4月15日任期満了に伴う県知事選挙に係る費用です。

款3民生費です。障害者福祉費の912万9,000円は、巡回支援専門員整備

事業において、国・県補助の枠組みが変更となることに伴い必要となった地域障害児支援体制強化事業負担金126万4,000円及び国庫負担金等精算償還金786万5,000円です。

高齢者福祉費の109万1,000円は、八幡荘浄化槽放流ポンプ取替修繕料8万円及び介護保険事業特別会計繰出金101万1,000円です。

予算書は12ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の788万1,000円は、県の子ども医療費助成事業補助の要件拡大拡充に伴うシステム改修委託料9万9,000円、第3期芦北町子ども子育て支援事業計画作成に伴うニーズ調査に係る委託料93万5,000円、光熱費等の高騰の影響を受けている保育所等への物価高騰対策支援金156万8,000円及び国庫負担金等精算償還金527万9,000円です。

児童措置費の1,820万9,000円は、国庫負担金等精算償還金です。

款4衛生費です。保健衛生総務費の412万5,000円は、妊娠届出や出生届出を行った妊婦、子育て世帯に対する給付金360万円と、関連事務費及び国庫負担金等精算償還金51万6,000円です。

予防費の430万2,000円は、国庫負担金等精算償還金です。

健康増進事業費の4万7,000円は、国庫負担金等精算償還金です。

予算書は13ページをお願いいたします。

款5農林水産業費です。農業振興費の4,244万6,000円は、デコポン加温ハウス等導入支援に係る産地生産基盤パワーアップ事業補助金1,548万2,000円及び攻めの園芸生産対策事業補助金2,696万4,000円です。

中山間地域等直接支払事業費の20万9,000円は、面積変更4集落に係る支払交付金の増額分です。

林業振興費の1,198万円は、狩猟期間における許可区域の見直しなどに伴う捕獲頭数増加見込みや防護柵等の実績増に伴うものです。

林道費の119万1,000円は、令和5年7月豪雨に伴う作業路の補修に係る補助金です。

治山事業費の60万円は、落石防護工施工に伴う電柱嵩上げに係る補償金です。

款6商工費です。観光費の404万2,000円は、放課後ていぼう日誌が訪れてみたい日本のアニメ聖地88に2年連続認定されたことに伴うデジタルスタンプラリー等の事業委託料347万1,000円及び町有温泉事業特別会計繰出金57万1,000円です。

物産館管理費の1,062万6,000円は、道の駅たのうらレストラン空調機の経年劣化に伴う取替工事に係るものです。

款7土木費です。豪雨災害対策費の1,530万円は、令和5年7月豪雨に伴う災害復旧に係るものです。

予算書は14ページになります。

住宅管理費の1,265万円は、五本松団地改修工事に係る国の交付金決定に伴う増額です。

款8消防費です。消防施設費の102万3,000円は、資材費高騰に伴う増額です。

款9教育費です。教育指導費の12万5,000円は、英検、漢検受験補助金において、上位級受験者が増加することに伴い増額をするものです。

学校管理費の229万9,000円は、湯浦中学校の配水管の詰まり箇所を改修するための工事費などです。

文化財費の111万2,000円は、佐敷東の城跡調査に係る調査官現地指導に伴う旅費11万2,000円及び町指定文化財仁王像の保存施設建築に係る補助金100万円です。

予算書は15ページをお願いいたします。

款10災害復旧費です。農地災害復旧費の4,247万7,000円は、令和2年7月豪雨の災害復旧に係る建設機械等借上料です。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

予算書は8ページをお願いいたします。

款14国庫支出金です。民生費国庫負担金の50万5,000円は、介護保険に係る令和4年度の事業実績確定に伴うものです。

民生費国庫補助金の108万円は、地域障害児支援体制強化事業に充当する補助金です。

衛生費国庫補助金の240万4,000円は、出産・子育て応援給付金に充当する補助金です。

土木費国庫補助金の463万6,000円は、公営住宅改修工事に充当する交付金です。

款15県支出金です。民生費県負担金の25万2,000円は、介護保険に係る令和4年度の事業実績確定に伴うものです。

総務費県補助金の46万5,000円は、お試し住宅修繕料に充当する補助金です。

民生費県補助金の132万4,000円は、地域障害児支援体制強化事業に充当する補助金54万円及び保育所等の物価高騰対策支援金に充当する補助金78万4,000円です。

衛生費県補助金の60万2,000円は、出産・子育て応援給付金に充当する補助金です。

農林水産業費県補助金の3,002万3,000円は、中山間地域等直接支払事業費補助金15万7,000円と、デコポン加温ハウス導入支援に係る産地生産基盤パワーアップ事業補助金1,290万2,000円及び攻めの園芸生産対策事業補助金1,696万4,000円です。

予算書は9ページをお願いいたします。

総務費委託金の1,521万4,000円は、県知事選挙に係る委託金です。

款18繰入金です。特別会計繰入金の7,000円は、介護保険事業特別会計からの繰入金です。

森林経営管理事業基金繰入金の119万1,000円は、作業路改良事業補助金に充当するものです。

款19繰越金は、最後に説明いたします。

款20諸収入です。雑入の231万3,000円は、訪れてみたい日本のアニメ聖地88認定記念事業に充当するものです。

款21町債です。商工債の1,060万円は、道の駅たのうらレストランの設備更新に係るものです。

消防債の100万円は、消防格納庫建設工事に係るものです。災害復旧債の4,280万円は、農地災害復旧に係る2,750万円及び公共土木施設災害復旧に係る1,530万円です。

最後に、款19繰越金です。歳入歳出不足額の9,571万5,000円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

予算書は4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為について、御説明申し上げます。第3期の芦北町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、限度額358万6,000円を設定するものです。

予算書は5ページになります。

第3表地方債補正について、御説明申し上げます。観光振興事業は1,060万円増額し2億90万円に、災害対策事業は100万円増額し1,900万円に、農地災害復旧事業は2,750万円増額し4,590万円に、公共土木施設災害復旧事業は1,530万円増額し1億5,410万円に変更するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、16ページに債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書及び17ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

寺本君。

○6番（寺本順一君） 8ページでございます。最後の欄に農林水産業費県補助金といったしまして1,200万ほど県のほうで見てあるわけでございますけれども、このパワーアップ事業補助金、事業の内容はパワーアップというような表現をされておりますけれども、どういう事業内容なのか、ちょっと簡単にでもお願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 寺本議員の質問にお答えいたします。

ここにあります産地生産基盤パワーアップ事業でございますけれども、今回、デコポンの加温ハウスの設置をいたします。その中でこの事業は国の事業でございますけれども、農産物の生産コストの低減、販売額の増加等の産地収益力強化に向けた取組などの生産基盤の強化を図ることを目的とする事業でございます。

なお、今回ですね、この産地生産基盤パワーアップ事業、それから攻めの園芸生産対策事業、この国・県の事業を合わせましてですね、加温施設の導入を効率的に進めていきたいということで、この予算のほうに計上しているものでございます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第42号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第17 議案第43号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第17、議案第43号「令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第43号、令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ438万6,000円を追加し、総額を29億5,438万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1総務管理費です。賦課徴収費の253万5,000円は、産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修委託料でございます。

款8諸支出金です。償還金の185万1,000円は、保険者努力支援交付金等の令和4年度の事業実績に伴います国庫負担金等の精算償還金でございます。

次に、歳入につきまして、6ページになります。

款6繰越金です。438万6,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

川尻君。

○10番（川尻成美君） この予算の内容ではありませんけども、ちょっとこの場でお聞きしたいことがありまして、マイナンバーカードのトラブルが全国的にいろいろ懸念されておりますけども、芦北町においてはそういうのは事例はなかったんでしょうか。

○議長（宮内道則君） 川尻君。この件は、内容が違いますので、後でまたお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第43号は原案のとおり可

決しました。

—————○—————

第 18 議案第 44 号 令和 5 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 18、議案第 44 号「令和 5 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第 44 号、令和 5 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,666 万 6,000 円を追加し、総額を 24 億 5,866 万 6,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は 7 ページになります。

款 5 諸支出金です。償還金の 3,665 万 9,000 円は、介護給付費や地域支援事業費の令和 4 年度の事業実績に伴います国庫負担金、県費負担金等の精算償還金でございます。

他会計繰出金の 7,000 円は、令和 4 年度地域支援事業交付金の実績精算に伴う一般会計への繰出金です。

次に、歳入につきましては、6 ページになります。

款 7 繰入金です。介護給付費繰入金の 101 万 1,000 円は、令和 4 年度の実績に伴うものでございます。

款 8 繰越金です。前年度繰越金 3,565 万 5,000 円を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 44 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、第 44 号は原案のとおり可決し

ました。

—————○—————

第 19 議案第 45 号 令和 5 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 19、議案第 45 号「令和 5 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第 45 号、令和 5 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 57 万 1,000 円を追加し、総額を 1 億 3,757 万 1,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は 7 ページになります。

款 1 温泉運営費です。大野温泉センター運営費の 57 万 1,000 円は、老朽化により故障した乾燥機及び冷蔵ショーケースを購入するものでございます。

次に、歳入につきましては、6 ページになります。

款 3 繰入金です。57 万 1,000 円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 45 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第 45 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 20 議案第 46 号 芦北町災害危険区域に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 20、議案第 46 号「芦北町災害危険区域に関する条例の制定について」を議題とします。

議案第４６号は、先の議会運営委員会で委員会付託とする旨の答申があつております。従つて、会議規則第３８条第２項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従つて、議案第４６号は説明を省略することに決定しました。

これから議案第４６号に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申があつておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第４６号の審査については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従つて、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

第２１ 議案第４７号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第２１、議案第４７号「芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第４７号、芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、住民の利便性向上のため、コンビニ交付を導入するに当たり、条例の改正を行うものです。

改正内容は、個人番号カードを利用し、コンビニ等に設置されている多機能端末機で印鑑証明書の発行を可能とすること、併せて窓口において個人番号カードを印鑑登録証として利用できるようにするものです。

附則といたしまして、この条例は令和５年１０月２日から施行します。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第２２ 議案第４８号 財産の無償貸付けについて

○議長（宮内道則君） 日程第２２、議案第４８号「財産の無償貸付けについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第４８号、財産の無償貸付けについて、御説明申し上げます。

本案は、廃校舎への企業誘致に当たり、企業進出の円滑化を図るため、旧芦北幼稚園、旧海浦小学校になりますが、校舎部分を無償で貸し付けるものです。

- １ 貸付けする建物 所在地 芦北町大字海浦１３１５番地、名称 旧芦北幼稚園、構造 鉄筋コンクリート、延床面積１，２４０㎡。
- ２ 貸付けの相手方 住 所 埼玉県さいたま市緑区大字三室５０番地１１４
名 称 一般社団法人おかえり集学校
代表者 代表理事 碓 敏之
- ３ 貸付けの目的 企業誘致
- ４ 貸 付 期 間 令和５年１０月１日から令和１０年９月３０日まで
- ５ 貸付期間の更新 貸付期間満了後は、相手方との協議により貸付期間を更新できるとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第４８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案 配付〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第２３ 同意第１号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第２３、同意第１号「農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同意第１号、農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

芦北町農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

同意をお願いする方々は、お手元の議案書に記載しておりますように、塚本壽、井川輝征、告宮幸一、田口昭広、片山幸弘、寺本眞理子、山田和治、尾上春樹、坂口武八、松岡哲治、道園浩二、以上１１名の方々です。

この件につきましては、令和５年１０月１９日に任期満了となるものでございまして、農業委員会委員の任命は農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものです。

農業委員会委員の募集につきましては、本年４月から６月にかけて、団体・個人からの推薦、または本人からの応募の方法による委員の公募を行い、その結果、１１名の推薦、応募がありました。

この１１名の方々について、芦北町農業委員会委員候補評価委員会に評価を求め

た結果、全員が適任ということで報告がっております。これを踏まえて、今回提案するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

それでは、まず同意第1号中、寺本眞理子氏を除く10名について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから寺本眞理子氏を除く10名について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号の11名中、寺本眞理子氏を除く10名について、採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、同意第1号の11名中、寺本眞理子氏を除く10名は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、寺本修一君の退場を求めます。

〔寺本修一君 退場〕

○議長（宮内道則君） それでは、同意第1号中の寺本眞理子氏について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから寺本眞理子氏について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号の11名中、寺本眞理子氏について、採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、同意第1号の11名中、寺本眞理子氏は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、寺本修一君の入場を認めます。

〔寺本修一君 入場〕

————○————

○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦劳様でした。

-----○-----

散会 午前 1 0 時 5 2 分

令和5年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月6日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（12人）

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 川 尻 成 美 君

13番 元 山 秀 志 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 燿 宏 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 宮 尾 秀 行 君

11番 寺 本 修 一 君

14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（2人）

5番 坂 本 登 君

12番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

企画財政課長 白 坂 達 也 君

住民生活課長 長 崎 十三男 君

健康増進課長 田 中 公 広 君

商工観光課長 釜 辰 信 君

上下水道課長 平 田 秀 臣 君

スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君

会計管理者兼会計室長 溝 俣 圭 一 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

総 務 課 長 松 本 俊 造 君

税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君

福 祉 課 長 池 田 康 浩 君

農林水産課長 梶 浩 之 君

建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

教 育 課 長 田 代 忍 君

コミュニティセンター課長 上 野 孝 司 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次 長(主幹) 鎌 田 富士夫 君

令和5年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	川尻成美	1 芦北町総合防災マップの活用について	令和2年3月に芦北町総合防災マップが作成され、同年5月、町内全戸に配布された。 その後、7月4日に豪雨災害が発生した。 災害から身を守るには、住んでいる場所の危険度を把握しておく必要があり、その為には防災マップの周知を図っていくことが必要と考える。 ① 豪雨災害後に、防災マップ（浸水想定区域修正版）が作成・配布されたが、町民は自分の住む場所が、この防災マップでどのような災害想定になっているかを把握しているのか、調査してみてはどうか。 ② 町の公共施設や地域の公民館など多くの町民が利用する施設が、防災マップの災害想定区域などに建っているところはないか。 ③ この防災マップについて、どのように活用し、防災に備えるべきかを、全町民に広く伝わるように、更に周知啓発してみてはどうか。	町長及び担当課長
		2 本町の令和2年7月豪雨災害前後の人口の動向と今後の対策について	本町の人口を町広報紙で確認すると、豪雨災害前の令和2年3月末の人口は1万6,825人、令和5年3月末の人口は1万5,569人となっており、この3年間で1,256	町長及び担当課長

			人（年平均約４１９人）の大幅な減少であった。 このような状況を踏まえると、町としても人口減に対する施策は重要であると考ええる。 ① 本町の令和２年７月豪雨災害前における人口減少数（過去１０年間）の年平均はどれくらいだったのか。 ② ①の通常ベースでの人口減少に、豪雨災害で被災した方の転出など、特殊事情が加わったと思うが、今後の本町の人口推計はどのようになると考えるか。 ③ 人口減少への本町としての対応策はどうなっているのか。 特に、移住・定住促進事業関係の施策について、町はどのように考えているのか。	
2	楠原清照	1 少子化対策・こども施策について	① わが町の現在におけるこども施策の取組やその成果はどうなっているのか。 ② 令和４年６月に成立したこども基本法の概要はどのようなものなのか。 ③ 平成５年６月１３日に閣議決定された「こども未来戦略方針」は、どのような内容となっているのか。 ④ 令和４年度に出産・子育て応援交付金が創設されているが、わが町はどのように取り組んでいるのか。 ⑤ わが町は今後、少子化対策・こども施策をどのように	町長及び担当課長

			推進していくのか。	
		2 芦北町国民健康保険税における資産割課税の見直しについて	① 令和3年第3回定例会（6月議会）において国保資産割課税の見直しについて一般質問したが、その後どのようなになったのか。 ② 本町の国保税課税の状況はどうなっているのか。 ③ 県下自治体の資産割課税の現状はどうなっているのか。 ④ 熊本県は国保財政運営等についてどのような関与をしているのか。	町長及び担当課長
		3 シカ・イノシシ等の獣害対策の更なる強化推進について	① 令和4年第6回定例会（12月議会）において「有害鳥獣による被害対策の強化」について一般質問を行ったが、その中でも関係者の要望が現在でも特に強い以下の項目についてどのように取り組んでいるのか。 ア. 1年を通した町内全域の有害鳥獣捕獲許可及び捕獲補助金の交付対策 イ. 殺処分できない捕獲者のための捕獲後の殺処分対策 ウ. 殺処分後の処分対策 ② 令和4年度の捕獲実績は最終的にどうなったのか。 ③ 鳥獣被害防止総合対策交付金についてどのような活用を考えているのか。 ④ 芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会の取組状況はどのようなになっているか。	町長及び担当課長
3	百田翔吾	1 中学校部活動の地域移行について	① 中学校部活動の地域移行における背景と概要は、どうなっているのか。	教育長及び担当課長

			② 本町における現在の取組状況は、どうなっているのか。 ③ 今後の取組について、どのように考えているのか。	
--	--	--	---	--

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

岡部君と坂本君から欠席届が出ております。

本日の日程は議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第 1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問通告者は 3 人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて 30 分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、川尻君。

○10 番（川尻成美君） 皆様、おはようございます。

9 月定例会一般質問に臨みまして、通告しております 2 つの問題について質問をいたします。

まず 1 つは芦北町総合防災マップの活用について、2 つは本町の令和 2 年 7 月豪雨災害前後の人口の動向と今後の対策について、町長、担当課長に質問します。

まず、芦北町総合防災マップの活用についてであります。令和 2 年 3 月に芦北町総合マップが作成されました。皆さん御存じと思いますが、こういう大きな冊子であります。大変色も鮮やかで、写真もきれいに、中身も大変私は良いというふうに感じております。これが 5 月に町内に、令和 2 年 3 月に作成され、同年 5 月に町内全戸に配布されております。その後、7 月 4 日、未曾有の大豪雨が発生をいたしました。災害は、身を守るには住んでいる場所の危険度を把握しておく必要があり、そのためには防災マップの周知を図っていくことが必要と考えます。

そこで、質問の 1 点は、豪雨災害後にこの防災マップ修正版が追加されました。浸水想定区域修正版という、少し薄いですが、同じやつでございます。中身が修正されております。防災マップの今後ですね、このマップを周知を図っていくことが必要と思いますので、そこで質問の 1 点は、豪雨災害後にこの防災マップ浸水想定区域修正版が作成され、配布されましたが、町民は自分の住む場所が、この防災マップにどのような災害の想定を予測しておられるのか、調査をしてはどうかと

いうふうな考えを持っております。それが1点であります。

2点は、町の公共施設や地域の公民館などが多くの町民が利用する施設が、防災マップの災害想定区域などに建っているとも思われますので、あるのか、ないのか、質問をいたします。

3点目は、この災害マップについて、どのように活用し、防災に備えるべきかを全町民に広く伝えるように、更に周知啓発してみてもどうか質問いたします。

次に、2の質問であります。本町の令和2年7月豪雨災害前後の人口の動向と今後の対策についてであります。本町の人口を町広報紙で確認すると、豪雨災害前の令和2年3月末の人口は1万6,825人、令和5年3月末の人口は1万5,569人となっており、この3年間で1,256人、3年間の平均が412人の大幅な減少であると、1年間にですね、であります。このような状態を踏まえると、町としても人口減に対する施策は重要であると考えます。

そこで、質問の1点は、本町の令和2年7月豪雨災害における人口減少数、過去10年間の年平均はどれくらいだったのか質問いたします。

2点は、1点目の質問で、通常ベースでの人口減少に豪雨災害で被災した方々の転出など、特殊事情が加わったと思います。今後の本町の人口推計はどうなっていくのかということで質問をいたします。

3点は、人口減少の本町としての対応策はどうなっているのか、特に移住定住促進事業関係の施策について、町はどのように考えておられるのか質問をいたします。

以上、質問をいたしました。今回の質問は、関連の2つの問題であり、災害に強い安全なまちづくりに対する具体策でありますので、明快な答弁を求め、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

川尻議員の質問の主題2について、お答えをいたします。芦北町の将来人口推計は、芦北町人口ビジョンに示しておりますとおり、2060年には相当数減少することが見込まれておりまして、人口減少対策は喫緊の課題と捉えております。特に令和2年7月豪雨災害後には、御指摘のとおり、被災された方の町外転出もありまして、人口減少の流れは加速していると認識をしております。人口減少対策として、移住定住の促進や、結婚や出産・子育て環境の充実等の施策を展開しているところであります。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御質問の主題１の①の御質問にお答えをいたします。御質問は、全町的な調査の実施だと思いますけれども、現時点でその計画はございません。修正版の御紹介をいただきましたけれども、修正版につきましては、浸水想定を県の方針に沿って、県管理４河川を３０分の１の確率、これはレベル１、我々はＬ１とっておりますけれども、それから１，０００分の１の確率、いわゆるレベル２、Ｌ２に想定を変え、作成をしたものでございます。加えて、現在では県管理河川２０河川を１，０００分の１、Ｌ２に修正した浸水想定防災マップをホームページで公開しております。

防災マップは紙ベースのほか、ウェブ版を令和３年６月に公開をいたしております。御存じのとおりです。ウェブ版のアクセス数を御紹介しますけれども、令和３年度の６月から３月末まで、これが４，１１８件、令和４年度は１年間で５，５８７件、令和５年度も７月末まで３，０２４件となっております。多い日で日に２００から３００件の後半、最大で１日７８１件のアクセスが確認をされております。大雨予想あるいは台風接近時にアクセスが増加する傾向にあるようですが、アクセス件数から見ますと、一定程度理解は進んでいるものと、周知は進んでいるものと理解をしております。町民の方には、防災マップを用いてお住まいの場所の危険度を把握し、適正な行動対応につなげていただくということが大事でございますので、今後もあらゆる場面で活用・周知を図ってまいります。

次に、②の御質問にお答えをいたします。町の指定避難所及び地域公民館の立地場所に関するものとなります。まず、指定避難所３５箇所につきましては、急傾斜地崩壊の特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですけれども、これが４箇所ございます。いずれも避難所となっております建物の一角ですね、がレッドゾーンになっている状況ということでございます。

次に、警戒区域、イエローゾーンですけれども、土石流で１２箇所、急傾斜地で９箇所となっております。洪水浸水想定につきましては、５０ｃｍ未満も含めた浸水想定がＬ１で６箇所、Ｌ２で１５箇所該当いたします。高潮については９箇所、津波はございません。

次に、地域公民館１０７箇所についてであります。土石流のレッドゾーンが１箇所、急傾斜地のレッドゾーンが１２箇所、イエローゾーンについては土石流が３８箇所、急傾斜地が３２箇所、高潮が１４箇所、津波が２箇所となっております。

次に、③の御質問にお答えをいたします。ここは大丈夫、自分は大丈夫という意識の方より、いわゆる正常性バイアスといいますけれども、これを排除していくということが重要だというふうに認識をしておりますけれども、この認識を変えていくにはですね、やはり地道な取組を継続していくということしかないというふうに

考えます。現在、危機管理防災室において、地域や学校での防災講話、防災訓練など、様々実施をしておりますけれども、その際も防災マップを用いて、お住まいの地域の危険度など確認をいただき、対応方策の検討などをいただいているところでございます。現在、重点施策として自主防災会や行政区における避難行動の指針となります地区防災計画、これを全地区目標にですね、策定を取組を始めておりますので、その際も活用を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、逃げ遅れゼロを目指すというためには、町を取組だけでは限界がございますので、自主防災会や消防団はもとよりですね、県、あとマスコミですね、とも連携した趣旨啓発活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 質問主題2の①の御質問にお答えいたします。令和2年7月豪雨災害前10年間の人口減少数の年平均つきましては、350人となっております。

次に、②の質問にお答えいたします。人口の推計につきましては、国勢調査における2015年の人口は、1万7,661人となっております。一方、2020年の国勢調査人口は1万5,681人となっており、5年間で1,980人減少しております。その要因といたしましては、自然増減、社会増減ともに、被災前より減少幅が拡大しております。このうち、自然増減が6割程度を占め、具体的な数字といたしましては、平成25年がマイナス201人であったものに対し、令和4年はマイナス272人と、約35%減少幅が拡大しております。自然減が人口減少の推移であると考えております。今後も同様の傾向は継続するものと考えております。なお、豪雨災害の影響によりまして、町外へ転出された方は42世帯、92人となっております。

次に、③の御質問にお答えいたします。人口減少への対策につきましては、SNS等を活用した本町の魅力発信、小中学校給食費無償化や高校生までの医療費無償化、3歳児から5歳児全ての子どもの副食費の助成など、様々な子育て支援、企業誘致による雇用確保や、稼げる農林漁業を推進する取組等を実施しているところでございます。特に、移住定住施策の推進につきましては重要であると認識しております。主な取組といたしまして、移住定住特設サイト「よしきた!」の運用や、空き家バンクの創設、空き家改修等の補助制度のほか、昨日の補正予算で御議決いただきましたけれども、新たなお試し住宅を整備いたしまして、移住希望者の本町での暮らしを体験してもらい、移住者の獲得につなげたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 一般質問席からの追質問になります。

私、この防災マップをいつも見られるところに置いていますが、非常に見やすく良いなというふうに思っております。そして、この1番から3番ですかね、地域別に危険箇所等あります。我が住むところは全部危険箇所なんです、急傾斜で。ほとんどが山裾に出来たところが、女島地域は多くてですね、この前の令和2年7月の豪雨で死亡2人も、土石で家が倒壊しましたし、危うくというところも何軒かあって、5軒ぐらいが倒壊した。ともに急傾斜でございます。もう家はですね、造れないというような感じで、今、仮設に1人はおられますけども、別のところに造る予定でございますし、釜地区においてはほとんど水の浸け場所が床下からずっと来るようになってくるものですから、もう豪雨のときは全然住まれないというような、もう悲惨な状況でございますので、どこに行けばいいのかなという苦情も耳にするわけですけども、それはそれと個人での対策等がなされてですね、どこそこ町内に住んでおられるというふうに思いますが、まずこの防災マップは、今、私も聞いておりますけども、大分これを利用して、子どもたちへの学校での防災訓練等をやっておられるとは聞いておりました。私が一番思うのが、やっぱり自主防災、先ほど言われましたように、自主防災組織の人たちが周知して、できればですね、区ですね、区長の管轄のところで自主防災の訓練をするときに、逃げ場所の周知だけじゃなくて、この本を使って、みんなに持ってきてもらって、周知すると。これは効き目があるんじゃないかなと非常に思っておりますので、私も地元ではそういうふうなことを言っておりますので、是非そのときには申し出をしてもらってですね、町のほうからもアドバイスで来てもらえればなというふうに思います。

災害はですね、やっぱり豪雨、そして地震、津波、多種多様に防災でありますので、その地域に合った防災訓練を周知しとかなないと、逃げ遅れ、人災につながることになるんじゃないかなというふうに思いますので、これは非常によく出来ておりますので、さらにですね、これを活用して、これに書いてありますように、強い安全・安心なまちづくり、自助・共助・公助という考慮をフルに活用する、これが人命が失われることなく、災害することなくしていく。備えがなかなないと絶対駄目だというふうに思いますので、これは活用する必要があるなと思って、この場で提言するわけでございますので、これをもってそういう形ですね、区長さん方、自主防災組織のあるところにはこのマップを使った訓練をして、そしてこれを啓発していただければと、そういうふうに思っております。前はフリーでしたので、だからやっぱり全然違う感じがいたします。

そして、昨日、条例が付託になっております、災害の。この条例は、付託でありますけども、どういう中身になるんですかね。これは今、中身だけの説明はいいと

思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御質問に関しましては通告にございませんので、回答のほうを準備してございません。すみません。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） なら、いいです。多分、関連する事項もあるんじゃないかなと、どうかな、ないのかな。防災に関することですので、今後の対策として、よろしくお願いしたいということがもう精一杯でございますので、やっぱり見るというようなことをですね、いつも常日頃、見られるところに置いて、どうして逃げればいいのか、そういうのをやっぱり訓練と一緒にやっていただければというふうに思います。

次に、2の質問であります。数的にそれぞれ言われましたけども、災害前の平均が350人ということで、災害後の3年間が平均が419人ですか、になっておりますが、これはやっぱり私も災害のあった後に質問させていただいたこともあるんですけども、やっぱり町中の浸水された方々は歯抜け状態に家がなっているというのは、その通りでありますし、そのどこに転出されたのか、どういう状況なのか、把握をされておりますか。人口減少につながる上でも、家屋の壊されたところはどこに行かれたのか、そういう把握はどんなですか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） それでは、再建先について把握しておりますので、御説明させていただきたいと思います。先ほど答弁がありましたとおり、令和2年7月豪雨によって、再建されて町外に出られた方42世帯、92人ということで御説明があったかと思いますが、再建先といたしましては、八代市が24世帯、55人、水俣市が10世帯、23人、津奈木町が2世帯、5人、氷川町、益城町、熊本市が各1世帯の各2人ずつ、宇城市が1世帯、1人、天草市が1世帯、1人、佐賀市が1世帯、1人となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） トータルで何世帯の何人てお願いします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） トータルでは先ほど答弁がありましたとおり、42世帯の92人でございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 要するに、元に戻ることはなかなかできないというふうに思いますけども、施策の上ですよ、少しでもやっぱり全国、人口は減少していくと

いうのは自然の流れのようでありますけども、やはり今後それを少しでも緩やかにするための施策が絶対必要だというふうに思うんですね。去年の9月の議会の議案の、提案された議案の中で、私ちょっとは質問を、町長に質問しておるんですけども、答弁にもありましたけども、人口減とともに真正面から向き合いながら行政運営をしていくことということであります。当然のことですが、先の国勢調査におきましては、人口予想も減っております。これはおっしゃいましたように、災害等の事情でございまして、こういう方々が1日も早くふるさとに帰って来られるように、私ども、鋭意努力をしますと答弁も受けておりますので、そういう形で冒頭言われたと思いますが、具体的にはどういうことをされるんですかね、具体策としては。町長。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人口減少対策につきましてはですね、もう全国的な課題、国の課題でありまして、地方自治体は考えられる手はですね、もう打つだけ打っておると思います。Aという自治体が人口が増えたとしますと、Bという自治体は減っているんですね。コップの中の綱引きをやっておるわけでありまして、一時的に関心を持つような政策は打てますけども、それは持続的ではないということでありまして、もう有体で申し上げますとですね、地方はもう万策尽きています。それで、やはり国が真剣に向き合わないと、2060年になりますと、芦北町の人口は6,000人を切るといわれておりますけども、国も現在1億2,400万人ですが、その頃はもう9,000万人台に落ちるということですね、もう地方が綱引きしても、国、どんどん風船がしぼむように、しぼんでいくんですね。やはり国が、先進諸国でこの少子化対策はですね、功を奏して、良い政策をとっているところが結構あるんです。そういう割と経済的にですね、発展したところ、裕福な国は人口減少がですね、傾向が見られるんですけども、ヨーロッパあたりにありますと、それを見越して国が50年も、それ以上前からですね、対策をどんどんどんどん打ってきているんですね。日本はもう今やっとなるんですよ。とても間に合わない。今どんなにですね、国が何か手を打てば少しはブレーキがかかるだろうと言われておりますけども、熊本県も今174万人、これが140万人に減るんです。30万人も減るんですね。国も県も、地方も大きな課題を持っていますが、これはもう国家的な課題。しかし、そういう中で打てる手は打っていかうということで、もう予算でどんどんどんどん出しておりますので、御理解いただいておりますが、やはり県下に早い段階で18歳までの医療費無償化をやっておりました。今度は学校の給食費無償化、来年度は保育費の完全無償化をやりたいと。今、副食費とかやっております。また、国の制度ですね、かなり補填政策が取られておりますが、しかしここ

はもう完全無償化をしたいということで、結婚、出産・子育ての環境をですね、できる限り整えていきたいというふうに思っております。

それと、地域おこし協力隊、これが総務省が今実施しておりますけども、またこれが非常に効果が出るとということで、これまで目標6,000人だったのが8,000人、今度は1万人というふうにですね、目標を立てております。この地域おこし協力隊をですね、どんどん入れようと。地域おこし協力隊をこれまで13人入れておりますが、8人が芦北町に今定住しております。ですから、これを倍増、3倍増することによってですね、効果をもたらす。3年間は国が生活保障もしてくれまので、とても良い制度だなということで、各課がその必要なですね、部署においてはこれを今でも常時聞いておりますけども、どんどんこれを力を入れてまいりたいと思います。

それと、交流人口、今関係人口といいますけども、これをどんどんどんどんですね、より活発化していこうと。芦北町には常時人がたくさんいるよということ、これは地域経済が回りますし、そしてまた芦北の魅力発信をですね、できる良いチャンスでもありますので、そういったことをですね、常時検討し、人口減少をですね、少しでも鈍化させようという思いでおりますので、またいろんな御提案がありますと、よろしくお願いしておきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 町長のこの人口減少のほうでは、持論がですね、昔から言っておられますし、私も分かっておるつもりですけども、一番この令和2年に人口推計を見ますと、もうがっかりしますもんね。もう嫌になってくるグラフでございますので、どうなるのかなとか思っておりますね、やっぱり危惧しているところでございます。町長、スタッフ一同、一丸となってやられるのは、もう十分わかっておりますけども、私たちも議会としても、この前はオンラインで岡山県奈義町というところの出生率が日本一、2.94、1人が生む子ども2.94、オンラインでして今度も何か視察の提案に、場所に上がっておりますけども、要するに結婚しない若者が多いというのが要因でありますし、そしてそうするとですね、やっぱり子どももできないということで、これをずっとしてみますと、何か発想が将来のビジョンに対しては出てくるのかなというふうにも考えておりますけども、やっぱりお亡くなりになられる数と生まれる数、3倍ぐらい違うから、当然減るということは今分かっているわけですけども、なんせ結婚、出生率、そのためにはやっぱり芦北町がいいなあと、住んでやっぱり良いところ、そして教育環境も素晴らしいという形で、自然と集まってくる、そういうところがこの母親の行きたいというところに、奈義町なんかも、明石もそうですけども、そういう事例のようでございます。増えてい

るところはですね。増えれば、どこか減るんですけども、私どもの芦北は増える町になればなというふうに思いますので、その点を具体策を取って、長い目でないと、これは政策は効果は生まれませんので、そういう環境づくりをよろしく願いをしておきたいというふうに思います。提案的なことでありますけども、そのくらいにしておきたいというふうに思います。何せ大きな課題の一つでありますので、よろしく、1、2の質問とも、よろしくお願いして質問を終わります。以上です。

○議長（宮内道則君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、楠原君。

○2番（楠原清照君） 皆さん、おはようございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

まずもって、竹崎町長におかれましてはですね、熊本県町村会会長御就任、誠におめでとうございます。壇上からの失礼はですね、お許しいただきたいと思います。町村会長就任は、町長御自身はもとより、当然、我が町にとっても実にめでたい、大慶な出来事でありまして、先般もその祝賀会が盛会のうちに開催されたわけですが、ただでさえ町長職は激務である上に、ますます忙しくなるのは必定でありますので、多少お体を案じているところでございます。しかしながら、町政は町政でしっかりとこれまで同様に御対応いただくと同時に、町村会長としては県下28町3村、計31町村をがっちり束ねられ、従前にも増しての町村振興を図るとともに、更には県土の均衡ある発展のため、その政治力を十二分に発揮され、成果を出されんことをここにお祝いとエールを込めまして、お願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、一般質問の本題に入ります。国では、昨年の令和4年6月にこども基本法が成立しております。また、岸田首相は本年1月4日の年頭記者会見で、異次元の少子化対策に挑戦すると表明されました。そして、本年4月1日、こども家庭庁が発足し、6月16日には経済財政運営等改革の基本方針2023を閣議決定したわけですが、この第2章、新しい資本主義の加速の第3の項目で、少子化対策、こども政策の抜本強化が掲げられました。これは簡単に申しますと、異次元の少子化対策を実施するとともに、こどもまん中社会の実現を目指すということのようでございます。非常に結構なことでございますけれども、国の動向を振り返りますと、今から33年前の1990年、平成2年以降、少子化対策、子育て支援対策が推進され、2003年（平成15年）には、少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法が制定されました。このような動きはあったものの、現在までその成果が上がったかというところ、大いに疑問符が付くところでございます。

一方、我が町においては、18年前の2005年（平成17年）1月に、旧芦北町と旧田浦町が合併し、新しい芦北町が誕生したわけですが、その初代町長が現竹崎町長でございまして、そのとき策定された第1次芦北町総合計画では「すべては21世紀を担う子どもたちのために」、そして現在実施中の2015年から2024年までを計画期間とする第2次芦北町総合計画では「すべては次代を担う子どもたちのために」をまちづくりの基本理念に掲げられております。このように、我が町では合併以来の18年間、全くぶれることなく、終始一貫して、子どもたちを行政課題の中心に据えた、まさに国が言うところのこどもまん中の先駆的施策の展開を、町長と議会が両輪となって推進してきたことは御案内のとおりでございます。従いまして、今後は国の施策との調整を図り、かつ十分活用しながら、今後の我が町の少子化対策と子ども施策の展開を図らなければならないのではないかとこの観点から、今回質問をさせていただくものです。

そのようなことで、通告書1、少子化対策、子ども施策について、質問いたします。①我が町の現在における子ども施策の取組やその成果はどうなっているのか。②令和4年6月に成立したこども基本法の概要はどうなっているのか。③令和5年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針はどのような内容となっているのか。④令和4年度に出産・子育て応援交付金が創設されているが、我が町はどのように取り組んでいるのか。⑤我が町は、今後、少子化対策、子ども施策をどのように推進していくのか。この5点について、質問させていただきます。

次の質問に移ります。私は、2年3カ月前の令和3年第3回定例会6月議会で、国民健康保険税の税率についてと題し、3つの項目で質問させていただいておりますが、その③で資産割課税を見直す考えはないかと質問させていただきました。さらに、同年12月、第6回定例会12月議会では、国民健康保険税資産割課税の見直しの検討状況についてと題し、令和3年6月定例会の一般質問で、国民健康保険税資産割課税見直しを提言し、検討するとの答弁だったが、その後どう取り組まれたのかという内容の質問を行いました。これらを踏まえての国保資産割課税見直し関連の質問は、今回で3回目となります。そこで、今回の質疑の前段として、資産割課税について、これまでどのような質疑だったのかを簡単におさらいをしてみたいと思います。

まず、第1回目の質疑では、問題点として提起させていただきましたのは、1、固定資産税の5.7%課税とするのは二重課税ではないか。2、課税の公平性に問題があるのではないか。3、年金生活者等の低所得者で、固定資産税課税世帯では負担感が強いのではないか。4、他の保険制度と制度的にバランスを欠くのではないかというものでございました。そして、時代遅れとなった資産割課税を一刻も早く

廃止してもらいたいというお願いをこの場でさせていただいたわけであります。それに対し、見直しに向けて検討するという担当課長の御答弁をいただいております。

第2回目の質疑では、先ほど申しました1から4の問題点を改めて申し上げ、その後どのように対応したのかお尋ねさせていただきました。それに対し、担当課長から、国民健康保険運営協議会において、本件質問があったこと、見直しに向けて検討していくことを報告したという御答弁をいただいております。

そこで、今回、通告書2、芦北町国民健康保険税における資産割課税の見直しについて、改めてお尋ねいたします。①令和3年度第3回定例会6月議会において、国保資産割課税の見直しについて一般質問したが、その後どのようなになったのか。②本町の国保税課税の状況はどうなっているのか。③県下自治体の資産割課税の現状はどうなっているのか。④熊本県は国保財政運営等についてどのような関与をしているのか。この4点について、お尋ねしたいと思います。

次の質問に入ります。本件は、先ほどの質問2と同様、一度一般質問をしておる課題を再度質すものでございます。そこで、まずはおさらいをしてみたいと思います。前回は、昨年、令和4年第6回定例会12月議会におきまして質問させていただいております。

質問の主題は、有害鳥獣による被害対策の強化についてでありまして、質問の要旨としましては、①有害鳥獣被害の現状はどう把握しているのか。また、その被害の現状をどう認識しているのか。②有害鳥獣駆除の体制はどうなっているのか。③有害鳥獣の被害に対する今後の対策はどのように考えているのかというものでした。そして、その質疑で、町はこれまでも相当数の捕獲を集中実施してきたことが判明いたしました。例えば、令和元年度のシカ・イノシシ捕獲頭数1,010頭に対し、令和2年度は1,189頭、令和3年度は1,355頭、令和4年度は11月まででございすけど1,895頭と、この4年弱で累計5,449頭も捕獲していただいたわけです。それでも、害獣による農作物の被害等の相談は後を絶たず、私のもとにも悲痛な叫びが多数寄せられておったわけでございます。そこで、これまでの捕獲実績を評価しつつも、更なる対策をお願いいたしましたのが先の一般質問でございました。簡単に申しますと、数年でもいいから、緊急対策を実施してほしいということを申したわけです。前回お願いした項目を整理してみますと、1、緊急対策の計画実施、2、大規模集中捕獲の実施、3、捕獲補助金の1年を通しての交付、4、捕獲補助金の非課税措置、5、ムジナ等小動物捕獲強化、6、捕獲後、処分先の確保検討、この6点でございました。今回、その中でも特に要望が強いものを取り上げさせていただきました。

そこで、通告書3、シカ、イノシシ等の害獣対策の更なる強化推進についてお尋

ねいたします。①令和4年第6回定例会12月議会において、有害鳥獣による被害対策の強化について一般質問を行ったが、その中でも関係者の要望が現在も特に強い、以下の項目についてどのように取り組んでいるのか。ア、1年を通した町内全域の有害鳥獣捕獲許可及び捕獲補助金の交付対策、イ、殺処分できない捕獲者のための捕獲後の殺処分対策、ウ、殺処分後の処分対策、②令和4年度の捕獲実績は最終的にどうなったのか。③鳥獣被害防止総合対策交付金について、どのような活用を考えているのか。④芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会の取組状況はどのようになっているのか。この4点について、お尋ねいたします。

以上、通告書1から3までの質問に対し、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の質問の主題1の⑤について、お答えいたします。本町におきましては、子ども医療費無償化や、本年度から実施した学校給食完全無償化と、川尻議員のお尋ねにもお答えしておりますけれども、これまで国に先んじて少子化対策、子ども施策に取り組んできたところであります。国もこども家庭庁をですね、発足させました。ようやく、やっと発足させました。これで待ったなしの課題にですね、気づいて、国も取り組み始めたなという思いがするわけでありまして、本町といたしましても、今後の国の動向を注視いたしまして、新たな取組の有効性を見極めてまいりたいと思います。その上で、これからはですね、国がやらないなら町がやろうじゃないかと、そういう姿勢はゆるぎないものがございます。本町の状況に応じた少子化対策、子ども施策の実現等、更に努めてまいりたいと思っております。

次に、質問の主題2の①及び③について、お答えいたします。国民健康保険税の資産割課税につきましては、現在のところ、本町を含め、県内の4自治体を実施しておりますが、各自治体において保険税水準の県下統一に向けた検討が進められておるところでございます。本町におきましても、保険税の水準統一に向けて検討を重ねてまいりました。再三、これまで御指摘があったわけであるし、御提言があったわけでありまして、課税を始めた当初は、土地の資産価値が高くてですね、固定資産の保有が経済的負担能力を表していたことから、課税をどこもしていたわけでありまして、現状においては収益性のない居住用資産が多くて、負担能力に直結しておりません。低所得者の負担が大きいなど、考慮すべき点もあることを踏まえまして、令和6年度、来年度からですね、課税廃止に向け事務を進めるよう、担当課に指示をしておるところでございます。

なお、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 御質問の主題１の①について、お答えいたします。先ほど楠原議員からもありましたとおり、本町では芦北町総合計画において、「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念とし、様々な施策に取り組んでいるところです。取組の一部を申し上げますと、子ども医療費無償化はこれまで段階的に助成対象を拡充しており、平成２４年４月から現行の１８歳までを対象としております。保育園児の副食費無償化は、令和元年１０月から町が独自に無償化を行っており、更に令和６年度からの保育料完全無償化の実現に向け、現在取り組んでいるところです。また、本年度から新たに小中学校の給食費完全無償化を開始いたしました。

取組の成果といたしましては、今申し上げました３つの施策だけでも年間約１億１,０００万円の巨費を投じるものであり、誕生から１８歳までの継続的かつ長期的な子ども施策を実施することで、子どもの健康と健全な育成及び子育て世帯の経済的負担軽減が図られており、その成果は大きいものと認識しております。

次に、②の質問についてお答えいたします。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的としております。なお、この法律は子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月から施行されております。

次に、③の質問についてお答えいたします。こども未来戦略方針は、若い世代が希望どおりに結婚し、また希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会の実現、また子どもたちがいかなる環境や家庭状況にあっても、分け隔てなく大切に育まれ、笑顔で暮らせる社会を実現するための異次元の少子化対策の方針を取りまとめたものになります。

国におきましては、子ども・子育て政策の乗り越えるべき課題として、若い世代が結婚、子育ての将来展望が描けないこと、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境があること、子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在すること、以上の３つを挙げており、この課題に対し、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全ての子ども、子育て世帯を切れ目なく支援する、以上３つの基本理念に基づいて取り組んでいくこととされております。

○議長（宮内道則君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） ④について、お答えいたします。出産・子育て応援交付金につきましては、国が全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができ

る環境整備を行うため創設した交付金となっております。

芦北町では、妊娠期から出産・子育て期まで継続して支援するため、従来から行ってきました妊娠届出時の面談に加えまして、令和2年の子育て世代包括支援センター設立時から、妊娠中期と妊娠後期に全妊婦に電話連絡をいたしまして、ニーズに応じた支援を行っているところでございます。

また、本交付金の創設に伴いまして、アンケートの実施や、希望する妊婦に対しましては、妊娠8カ月頃に面談を行い、身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつないでいるところでございます。更に、本交付金を活用しまして、妊娠や出生の届出を行った妊婦、子育て世帯等に対し、経済的な負担の軽減と支援を目的に、出産・子育て応援給付金の支給を行っております。

出産応援給付金は、妊娠の届出を行った妊婦に対し、1回5万円を給付しております。また、子育て応援給付金につきましては、出生の届出を行った養育者に対し、対象児1人につきまして5万円を給付しております。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 質問の主題2の②の御質問にお答えします。本町の国民健康保険税は、所得割額、資産割額、被保険者1人ずつに賦課されます均等割額、1世帯ごとに賦課される平等割額の4つの方式で算出し、課税しています。また、町独自の子育て世帯への負担軽減対策として、令和元年度より18歳以下の均等割額の全額減免を実施しております。なお、令和2年度には新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、均等割と平等割の全額を減免しました。

次に、④の御質問にお答えします。県が国保財政運営等に関与する前は、各市町村が個別に国保財政の運営をしており、被保険者が少ない小規模自治体や、医療費水準が高く、急激な医療費の増加などに対応できないなど、自治体ごとに格差がありました。このような背景から、平成30年度の国保制度改革が実施され、県が財政運営の責任主体となることで、市町村同士の支え合いが可能となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営が維持できています。

○議長（宮内道則君） 杵農林水産課長。

○農林水産課長（杵 浩之君） 質問の主題3の①のアについて、お答えいたします。

有害鳥獣捕獲の補助制度につきましては、これまで狩猟期間以外及び保護区内の捕獲に限定して補助の対象としておりましたが、狩猟期間中における農作物の被害も増加しておりますので、今年度から狩猟期間中も含め、1年を通じて町内全域の捕獲を補助の対象といたしました。これにより、捕獲頭数が増え、農作物の被害の低減ができるものと考えております。

続きまして、イの捕獲後処分対策については、括り罟、箱罟で捕獲した場合、自

分では殺処分しきれないケース、また農家の方が捕獲するつもりではなかったけれども、ネットにシカが絡まっているケース等が考えられます。殺処分に関するノウハウ等がない場合は、危険でございますので、町に連絡をいただければ、猟友会に依頼し、対応を行っているところでございます。

次に、殺処分後の処分対策につきましては、現在、個人で埋設を行うことを基本としており、その費用として補助金を交付しているところでございます。しかしながら、捕獲頭数は年々増加しておりまして、捕獲従事者の高齢化も進み、その対応も年々厳しくなっております。対策として、大型の埋設施設や焼却施設、あるいは一部ジビエとして利活用するなど、多岐にわたって方向性を検討してまいります。また、今年6月に設立されました芦北地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会とも連携し、広域での対策を図ってまいります。

次に、②についてお答えいたします。令和4年度の捕獲実績は、イノシシが1,246頭で、対前年度比520頭、71%増でございます。シカにつきましては983頭で、対前年度比354頭、56%増となっております。

次に、③についてお答えいたします。鳥獣被害防止総合対策交付金は、捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設や焼却施設等の整備及びジビエ利活用の支援等、様々な取組に利活用することができます。現在、本町ではイノシシ、シカ、1頭当たり7,000円交付される捕獲事業に活用しております。令和6年度から侵入防止柵設置事業に4地区取り組む計画とされておりますので、現在、国への要望に向けて準備を進めているところでございます。

最後に、④についてお答えいたします。芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会は、関係機関と連携し、有害鳥獣の被害状況調査、効果的な被害対策の検討など、被害防止対策について、総合的に取り組んでおります。具体的には、国・県・町の交付金等を活用し、捕獲補助事業、侵入防止策設置事業、射撃技術向上研修事業、ICT導入事業、箱罠、括り罠、電気止め指し機導入事業を行い、銃猟者の育成、捕獲活動の強化、作物の被害防止を推進しているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは、通告書1について、再質問をいたします。福祉課長にお尋ねいたします。子ども医療費無償化について、段階的に助成対象を拡充しているとの答弁がございましたけれども、確認の意味でもう少し詳しく教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えいたします。

平成17年1月の合併当初におきましては、3歳までの医療費及び多子世帯にお

ける6歳までの入院医療費を対象とした、主に乳幼児医療費を無償化するものでございました。平成18年4月には更なる少子化対策の一環といたしまして、助成対象を9歳まで拡充し、子ども医療費を無償化いたしました。また、3年後の平成21年4月には15歳まで、更に3年後の平成24年4月には現行の18歳までを対象に拡充しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

健康増進課長にお尋ねいたします。妊婦及び産婦に対して行う支援は、どのようなメニューがあるのか教えてください。

○議長（宮内道則君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） お答えします。

産前と産後のメニューがございますけれども、産前の安心サポート事業では、お子さんの健康や発達のこと、それと妊娠中のお悩みの相談を受けまして、沐浴の練習ですとか、離乳食相談などの希望があれば実施をしております。それで、ニーズに沿った支援を行っているところでございます。

また、出産後、子育てに不安を抱える産婦に対しましては、宿泊型でございますとか、デイサービス型の産後ケア事業を実施をしているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 引き続き、お尋ねします。

出産・子育て応援給付金は、いつからの妊婦及び児童を対象としていますか。お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） 出産・子育て応援給付金につきましては、令和5年3月から事業を開始をしております。出産応援給付金の対象につきましては、令和4年4月1日以降に妊娠届出を行った妊婦まで遡及をし、対象としているところでございます。同様に、子育て応援給付金につきましても、令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する人を対象として支給をしているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

それでは、令和4年度ですね、支給実績及び5年度における現在までの支給実績はどうなっていますか。お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） まず、令和4年度の実績でございますけれども、出産応援給付金が延べ98人で490万円、子育て応援給付金が延べ56人で280万

円でございます。令和５年度につきましては、８月支給実績分まででございますけれども、出産応援給付金が延べ２１人で１０５万円、子育て応援給付金が延べ９人で４５万円となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

先ほど壇上質問でも申し上げましたとおり、岸田首相の旗振りのもとに、国はようやく少子化対策や子ども施策に本腰を入れ始めたようでございますけれども、そもそも異次元の少子化対策であるならば、先駆的に取り組んでおる我が町をはじめとする先進自治体の施策を超えるものを提示していただかないと、インパクトとしては極めて弱いのではないかと思います。

そして、国は、例えば２０３０年までが日本のラストチャンスなどと申しておりますけれども、私は思うわけです。日本の人口はどう推移していくのかという問題は、何十年も大昔にこうなるということが、社会学や統計学的に分かりきっていたことでありまして、一般国民も十分そうなるであろうことを理解していたと思います。従いまして、今まで国は一体何をしてきたのかと率直に言いたいのであります。本来、少子化や子ども施策は国家的課題でありまして、一自治体には荷が重すぎるわけでありまして、そういう思いというのは、恐らく町長もですね、感じておられたのではないかと思います。日本の少子化の直接的な原因は、１、晩婚化の進行等、２、生涯未婚率の上昇、並びに３、夫婦の平均出生児数の低下、この３点に尽きるわけでございます。

では、そうなった社会背景はといいますと、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大及び経済的不安定の増大であるのではと言われております。

従いまして、まさに国がこの日本の社会背景にある課題に対して、福祉的な施策を打つということについては理解はするわけでありまして、私は直接的な３つの原因に対し、ダイレクトに施策を打ったほうが効果的ではないかとも考えるものです。そうしながら、社会をこどもまん中社会へ変化させていく様々な施策を展開していくことが望ましいと思います。３年程度の加速化プランでは、社会を変えるには時間が足りません。大体そもそも少子化の社会背景なるものは、今申しました要因も、あくまでもそういうことではないかという程度の分析でありまして、学術的に解明・確立されたものではないわけでございます。従って、効果、すなわち国のいう少子化トレンドの転換、平たく言えば人口増という成果が出るかどうかとも分からないというのが本当のところではないかと思います。

私は、このような現状認識をもっておりますが、今回はこの少子化対策と子ども

施策が、新聞報道等により国民の注目を集めておりますし、我が町においては町長が率先して、これまで施策を打ってきたわけでありますから、我が町の先進性を評価し、更なる施策の展開を期待する一方、国の不甲斐なさに喝を入れたいと思いついて、ここは一般質問をするタイミングではないかという判断から質問をさせていただきました。町長の御所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まさに楠原議員のお説に尽きるわけございまして、足すことも引くこともありません。全く同感でありましてね、これからも国等々に向けてですね、大いに喝を入れていこうじゃありませんか。一考に余る一極集中型のですね、国の体系であります。そして、ヨーロッパではもう早くからですね、農耕併進型の社会構築が進んで定着しておるわけです。そういうことからいきますとですね、県北に出来ますT SMC、これは農耕併進型のですね、良い例になるんじゃないかなと、そのように思っておりますが、あの進出がこちらにもですね、いろんな形で波及することを願っておりますけれども、ちょっと難しい点もですね、あるようございましてけれども、ただ今の発言でみんなもまた元気が出てきたと思いますので、共に頑張らせていただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） よろしく願いを申し上げます。議会も一緒になってですね、これは取り組んでいかねばならないと思います。

引き続き、通告書2について、再質問いたします。住民生活課長にお尋ねします。資産割廃止後の税率や財源はどう考えていますか。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） お答えいたします。

廃止した場合、保険料に不足が生じるため、所得割額、均等割額、平等割額の税率を変更する必要がありますが、その際は被保険者の負担が過重とならないよう、繰越金を充てるなど、負担軽減を検討してまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 県内市町村の保険税の水準統一に向けた検討がですね、進められているという御答弁がありましたけれども、確認の意味も込めまして、もう一度、そもそもなぜ統一する必要があるのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） お答えいたします。

先ほど熊本県の関与に関する質問でも触れさせていただきましたが、国民健康保険は被保険者が少ない小規模自治体があること、急激な医療費増加への対応が難し

い自治体があり、自治体間の格差があります。また、退職してから国民健康保険に加入する高齢の加入者が多く、医療費が高くなる、また所得水準も低いなどの課題があつております。今後も安定して国保制度を運営していくため、令和２年度に国が都道府県単位での保険税水準の統一が望ましいので議論を進めるという方向性を出しました。先ほども言いましたが、県内の市町村同士で支え合う、このことを充実させる施策の一つとして進められるといわれております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） それでは、保険税水準統一に向けた今後の具体的なスケジュールなどはどうなっていますか。お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） お答えいたします。

現在の状況といたしましては、県が現在、令和６年度から令和１１年度を対象期間とします熊本県国民健康保険運営方針の改訂作業を進めているところでございます。その中で、令和８年度までに全市町村が課税方式を統一するということを前提といたしまして、令和１２年度に実際の保険税の統一を目指していこうという、その方向で検討が進められております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございます。

それでは、質問２をまとめてみたいと思います。今回は、町長自らですね、資産割課税については来年度、令和６年度から課税廃止に取り組むよう担当課に指示した旨の御答弁をいただきました。今回のこの質問は、町長のこの御答弁だけで実は十分満足なのでありまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

本行政課題につきましては、恐らく私が２年前に質問するまでもなく、町長や担当部局におかれましても、内々御検討はされておられたと推察いたします。従って、私があのかき質問したからこうなったとは夢申しませんけれども、一つの行政課題に対し、執行部と議会が一般質問という場における質疑を交わす中で、認識を同じくして、その早期解決に向けて車の両輪のごとく取り組み、一定の成果を上げるところまで来たということはいえると思います。そして、執行部がその課題をしっかりと受け止め、仕事を成し遂げようとしているとき、あるいは成し遂げたときは、やはり正当な評価をちゃんとしてあげなければならないと思うものです。そのようなことで、本課題は道半ばではありますが、どうやら解決のレールが敷かれたようでございます。来年度、本日の町長御答弁のとおり、しっかり御対応いただければ、長崎課長にはよう頑張ってくれた、ありがとうと言って、アイスクリームでも差し入れしてあげようという気持ちも持っているわけでございます。

冗談はさておきまして、私は少なくとも、一般質問で質した課題のその後の執行部の取組状況等につきましては、後日の一般質問で質し、その結果を確認することが本来の筋ではなかろうかと考えるものです。もちろん全部が全部解決できる課題ではないことは百も承知しております。対応した結果、出来た、出来なかったということ、答弁ではじめをつけると申しますか、そのようなことが大事であろうと思うわけでございます。町長の御所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） アイスcreamも種類がたくさんありますので、後で好みを聞いておきます。

国民健康保険の運営につきましては、本町は健全であります。赤字にはなっていないわけでありまして、医療費は県下でもものすごく高いと、上位のほうであります。保険税は低いということですが、しかし御指摘がありましたように、中身もですね、しっかりとやはり精査すべき点がございまして、更なる検討も加えながら、より適正に本事業が運営できますように努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、先ほど課長の答弁にもありましたように、この事業が健全に推移している自治体は非常に稀でありまして、そこで国、そしてまた県も入りましてですね、平準化していこうということでございましてね、そういう中でも本町独自のやはり町民の皆さんの健康に関するですね、特にソフト面での取組も、今後大事になってくるかなと思っております。常にそういう課題を投げかけながらですね、取り組んでまいりたいと思っておりますので、なお一層の一つ御提言を御期待をいたしております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） どうもありがとうございます。

それでは、質問3の再質問を行います。農林水産課長にお尋ねいたします。御答弁で、芦北地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会に言及されましたけれども、どういう組織であるか少し詳しく教えてください。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） お尋ねの協議会でございますけれども、構成員として、芦北地域振興局の農林部、これは林務の担当、それから農業の担当も入っております。それから、1市2町の農林水産課、JAあしきた、水俣芦北森林組合、農業共済組合芦北出張所で構成されております。これはもう一体的にですね、それぞれの組織、特にJA、森林組合、共済組合は、芦北水俣の範囲でございまして、こういった組織も含めて実務的に検討し、行動をやっていこうというような組織でございまして。

具体的にはですね、先ほど申しました処分対策の検討をはじめ、農業者を対象としました研修会や、個別集落での講習会や、モデル地区の設置等を今計画をしているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、シカ、イノシシの生息数のですね、調査は行っていますか。行っていれば、そのデータ結果を教えてください。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 生息数調査についてのお尋ねでございます。生息数調査につきましてはですね、県のほうで芦北地域全体の調査を昨年度行われております。調査の方法としましては、シカの糞の調査でありますとか、痕跡でありますとか、そういったものをもとにですね、生息数、それから分布等をですね、推定するというような調査でございます。その結果、イノシシが4,830頭、シカが1万4,390頭ということで、水俣芦北地域全体の生息数が推定をされております。

分布状況としまして、森林部から里山近くに分布が移動しているのではないかとというような結果のほうも出ております。なお、この調査につきましては、24箇所を調査をされておまして、そのうち12箇所が町内の部分でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御回答、ありがとうございました。

ざっというと、2万頭、水俣芦北管内において、そのうちざっと1万頭が芦北町におるといような、ざっとした感じですけど、そういうイメージですね。分かりました。

次に、質問いたします。広報あしきた8月号に、狩猟免許試験講習会開催の記事が掲載されていましたが、受験料補助などはどうなっていますか。説明をお願いします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 狩猟免許試験につきましては、今年度、町内で初めて県のほうが実施をするものでございます。受験料の補助につきましては、罨免許につきましては講習会の受講料、それから診断書の手数料、免許申請の手数料に加えて、捕獲機材の購入について補助をしております。

それから、猟銃の免許につきましては、先ほど申しました罨免許に加えて、銃に関しては許可や認定のほかの手数料等もございますので、そちらのほうを補助をしているところでございます。1人でも多くの方に免許取得をしていただきたいということでですね、今年度から補助率を2分の1から、10万円を限度としまして、定額ということで支援のほうを強化をさせていただいております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御答弁、本当ありがとうございました。

この本課題につきましても、実に建設的で前向きな御答弁をいただきました。今後の展開を期待したいと思います。

害獣被害問題に私がこだわる理由の一つは、当然のことながら、何におきましてもこれが重大な問題であると、重大な地域問題であると認識しているからに、ほかなりません。なぜなら、害獣により、農業者の農業継続の意欲が多いにそがれ、農業農村の持続可能性が阻害されていると感じているからであります。特に農業意欲の高い農業者の皆さんがもううんざりしているわけです。

実は、去る7月26日に令和5年度町村議長常任委員長・議会運営委員長研修会をオンライン受講いたしました。演題は、「これからの地域社会と害獣対策」というもので、講師は野生生物の被害管理が御専門の兵庫県立大学教授の山端先生でした。それによれば、獣害には5つの原因があるということです。①生息数が多いこと、②人間が被害に関係すると思っていない餌があること、③電柵等の防護柵が正しく囲えていないこと、④隠れ家があること、⑤正しく追い払えていないことだそうです。

そして、シカ、イノシシ対策5か条としてはですね、①集落内の収穫残差や不用果実など餌場をなくす、②耕作放棄地や藪などの隠れ場所をなくす、③囲える田畑はネットや柵のできる限り囲う、④加害個体を適切に捕獲する、⑤適切な密度管理を進めるということを示しておられます。

更に、獣害被害解決3か条も提示しておられまして、①実践する体制を構築する、②獣害に強い集落をつくる、③個体数管理と被害管理に必要な行政支援を行うよう求めておられます。

こういう専門的なお話をお聞きしますと、効果を上げるためには、やはりその道のプロが必要なんだと思うわけです。この先生は机上の空論を言っておるのではなく、自ら実践して、その効果を上げておられるわけで、リアリティと説得力が格段に違いました。

また、体制の構築については、協議会の活用も結構でございますが、関係各団体、例えば農協にはですね、有害鳥獣担当者は1人しかいないというふうにも聞いております。本来、農協は農家の団体ですから、どこよりも先頭に立って組織強化をしなければならないのではないかとも思うわけです。役場の農林水産課だけで頑張っても成果は出ない。やはり、それぞれの関係団体の有害鳥獣対応部署の組織強化は必須であろうと思いますので、そのような御指導も是非お願いしたいところでございます。

いろいろ申しましたけれども、私は何もシカ、イノシシを絶滅させようなどとは夢考えておりません。逆に人と自然との共存を望んでおるところです。しかし、そのためにはまず生息数や生息密度を把握し、人間と共存できる適正生息数を探り、その適正生息数に達するまで駆除を行うという、このような考え方を持たねばならないのではないかと思うのであります。

最後になりますが、一般の関心の高い駆除個体の最終処分について、私見を述べさせていただきたいと思います。処分には2つの法律が関係しております。1つには鳥獣保護管理法であり、2つ目は廃棄物処理法であります。そして、この2つの法律の関係性ですけれども、鳥獣保護管理法に基づく適正な埋設処分をした場合は、廃棄物処理法で禁じておる不法投棄には当たらないということになっているのであります。また、廃棄物処理法では、駆除個体は一般廃棄物扱いであり、自治体が責任を持って処分しなければならないとされております。

先般、私は水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターへ出向き、所長に当該問題について、直接、話を聞いてまいりました。その話を総合しますと、クリーンセンターは溶融炉方式であり、事前に3回に分けて破碎して、そして投入するため、駆除個体の処分としては不適切であり、受け入れられないというものでした。しかし、一般廃棄物だから自治体で処分の最終責任を負わなければならないのではと問いますと、広域で対応するためには別途、駆除個体を想定した焼却炉が必要ということでした。水俣市はどうしているのかと問いましたら、犬・猫等の死骸については、袋地区岡山に処分場を整備し、埋設しているとのことでした。すなわち、クリーンセンターで受け入れられないものは、各自治体で整備してほしいということなのであります。これはあくまでも廃棄物処理法での対応の一方法というわけです。

このような話を縷々お伺いしまして、私はできるなら鳥獣保護管理法に基づく埋設処分義務を、捕獲者個人ではなく、猟友会や駆除許可を出す町が請負整備して、駆除個体を受け入れられるようにしていただくことが、よりベターではないかと思うものです。是非、本件につきましても早急なる御検討をお願いしておきたいと思っております。

町長、本件につきましても、一言お願い申し上げます。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この問題もですね、国の課題で、そういうレベルまで来ておると思います。全国です、イノシシが100万頭捕獲されています。熊本県でも6万頭、本町でもどんどん増えつつあります。ただ、全国ではですね、シカのほうが多いですね。熊本県ではイノシシが多いわけですが、北海道のある自治体は1年に1万2,000頭ということでありまして、もうジビエ論議なんか吹っ飛

びます。これが毎年1万頭以上獲れるわけですから、だから、この処分についてですね、国会議員あるいは自治体の首長、あるいは大日本猟友会の代表、何度も何度もですね、協議するわけですが、やはりいい解決策はありません。そもそも論でありますけれどもですね、先ほどいろいろと学者さんがおっしゃったようなですね、3つとか5つの傾向をお話いただきましたが、何が欠けているかと言いますとですね、この生態系の頂点に立つものがない、自然界に。クマのところは別として、クマでも、しかしなかなかシカは苦手のようにございますけれども、幕末から明治維新になりましたけれども、その頃はですね、頂点に立つものがいたんです。それで、きちっと生態系が保たれておりました。何かと言いますと、ニホンオオカミであります。このニホンオオカミが頂点にあることによってですね、全て順調に이었습니다。明治維新になりまして、これは太政官布告で世界の一等国を目指す我が国にとって、オオカミが出没するなんかですね、言語道断であるということで、掃討命令が出たんですね。それでですね、1頭も残さずニホンオオカミは消えてしまったということでもあります。もう一つの説としては、感染症、ウイルスでですね、感染症で絶滅したという話もありますが、しかし明治政府がですね、その新しい国体を構築していく上でオオカミは邪魔になったのは間違いないわけです。これで完全に生態系が崩れました。

明治から大正、昭和、戦後にかけてのですね、狩猟の捕獲の形態を見ますと、この芦北水俣地方ではですね、イノシシとかシカはですね、もうほとんど捕獲されておられません。いなかったということでございますね。

ところがですね、我々、戦後ですね、小学生・中学生の頃、芦北町で誰かがイノシシを獲るとですね、町中の話題になるぐらいでした。ああどこかのあの人はイノシシ獲ったらしい、ええ、すごいなど。今、イノシシを獲っても、もうみんな慣れっこになってしまいましたね。そういうことで、シカは更に少なかったんですね。もう頂点に立つのがいなくなって、どんどんどん蔓延していったというのがですね、今のですね、有力な説の一つになっております。ですからですね、いくら手を打ってもですね、追っつかんのですよ、生態系そのものが崩れていますから。

しかし、手は打たにやいかんということでありまして、本町も有害鳥獣対策の推進会ももっております。猟友会の人も入っておりますので、そして特に農協、あるいは森林組合ですね、被害の状況がどんどんどん増えてきておりますので、まずは捕獲しようということであります。

ある自治体はですね、山と里の境にですね、町中フェンスを張ってしまっています。ところが、獣が見ますと、有害鳥獣から見ますと、人間が隔離されたばいなど。しかし、それはですね、効果があっておりません。相当な予算を投じてやっており

ます。効果は出ておりません。そういうことでありますが、地道にですね、取れる策は1頭でも減らそう、でも減らせばですね、確実に増えます、これは。イノシシなんか年間2腹といわれておりましたが、獲ってしまえばですね、3腹、4腹になります。ですから、もう非常に深刻な問題であります、しかしとりあえず当面の措置はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

これで、私の質問は終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

次に、百田君。

なお、百田君の一般質問は、正午を過ぎても継続して最後まで行いますので、御了承ください。

○1番（百田翔吾君） 本日の一般質問、最後となります。3番手で登壇させていただきます百田翔吾でございます。

まずもって、楠原議員と重なりますが、壇上から失礼しますが、竹崎町長、熊本県町村会の会長御就任、おめでとうございます。今回の竹崎町長の熊本県町村会会長就任は、本町にとっても偉大な快挙であり、町民として、町議会議員として、とても誇らしく思います。熊本の町と村の振興発展のため、引いては芦北町のために、これまで以上の御活躍を祈念申し上げます。

それでは、議長及び町執行部への事前通告に基づき、本日は1つの主題について質問いたします。

主題1、中学校部活動の地域移行について伺います。特に小学生・中学生の子を持つ保護者、社会体育クラブ指導者となりますが、私のもとに多くの町民から中学校部活動の地域移行について、声が届いております。それらの声は、中学校部活動の地域移行について、芦北町は今どうなっているのか、令和7年に移行するのか、これからどうなっていくのかというような心配、不安の声が多い印象があります。私自身、町議会議員という立場とは別に、小学校社会体育クラブ指導に10年以上関わり続けている立場でもあります。少子化等の影響もあり、年々多くの社会体育クラブにおいては会員の減少が見られ、特に野球、サッカーというようなチームスポーツでは、クラブ運営が厳しくなっている等の地域課題が現状としてあります。中学校部活動も同様の課題を感じております。

今回質問いたします中学校部活動の地域移行以前に、平成31年4月、芦北町内において、小学校部活動の地域移行が実施された経緯もあります。そして、近年は国の指針に基づき、全国的に中学校部活動の地域移行が推し進められています。し

かし、当初の国想定よりも全国的にスムーズに地域移行が進んでいない現状のようです。国・県・町における中学校部活動の地域移行の方向性、現状が多くの町民に伝わっていないと個人的に感じております。

そこで、主題１の①中学校部活動の地域移行における背景と概要はどうなっているのか。主題１の②本町における現在の取組状況はどうなっているのか。主題１の③今後の取組について、どのように考えているのか。以上、中学校部活動の地域移行について、壇上での１回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 百田議員の質問①について、お答えいたします。中学校の部活動については、現在、少子化に伴う生徒数の減少により、これまでのような学校単位での運営が困難になってきております。また、教員の専門外種目の指導、休日を含めた大会への引率、運営の参画など、働き方改革が進む中で、教員の大きな負担になっているのが現状でございます。

そこで、国においては、令和４年１２月にスポーツ庁と文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方などに関する総合的なガイドラインが示されました。また、これを受け、熊本県においても、令和５年４月に熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画が示され、従来、学校で行ってきた部活動を地域のスポーツクラブ等で運営することとされました。

この国や県のガイドラインにおいては、令和５年度から令和７年度までを部活動地域移行の改革推進期間とし、休日の地域移行から、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すものとされているところでございます。

次に、③の質問についてお答えします。本町におきましても、部活動数の減少や人数が少ない部活動は、学校の枠を越えた合同部活動で試合に参加するなど、学校単位での存続が厳しくなっていることから、将来的に地域移行を目指すべきと考えております。

しかし、この部活動移行につきましては、指導者の確保、受け皿となる地域クラブの確保、保護者負担の問題など、考えられる課題が非常に多くあり、また本町だけの問題ではなく、水俣芦北管内で足並みを揃えるための調整が必要になることも考えられます。部活動においては、体力向上や健康増進のほか、人間関係の構築や生徒の自主的な学びの場として非常に意義深く、効果的な活動であると認識しているところでございます。

このようなことから、本町としましては、将来にわたり、子どもたちがスポーツ活動等に継続して親しむことができる環境を確保し、生徒や教員、保護者、地域等

からあらゆる意見をいただき、慎重に協議や検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

なお、②につきましては、事務的な内容になりますので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） ②の質問について、お答えをいたします。本町におきましては、国や県のガイドラインに基づき、本年度、教育長を委員長とし、外部の関係組織代表らで構成する芦北町中学校部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、6月8日に第1回検討委員会を開催、検討を始めたところです。今年度、合計3回の検討委員会を予定しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 主題1の①背景と概要については、承知いたしました。

主題1の②の答弁に対する再質問をいたします。芦北町中学校部活動地域移行検討委員会について説明がありましたが、その検討委員会の構成はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えをいたします。

検討委員会の構成委員としましては、各中学校のPTA代表、各中学校長、小学校から代表校長、JKAトレジャークラブ、町スポーツ推進員協議会、町スポーツ協会の各代表、地域学校共同本部代表、教育委員会から教育長のほか、教育課長とスポーツ・文化振興課長の14名で構成し、事務局として教育課とスポーツ・文化振興課からそれぞれ2名が入っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 6月8日に、第1回検討委員会が開催されたという答弁の中でもありましたが、その検討委員会での協議内容はどのようなものがありましたか、お答えください。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えをいたします。

検討委員会では、国や県のガイドラインなどの概要説明、また児童・生徒の推移、現在の部活動や社会クラブの現状などについて説明をし、協議を行いました。

その中で、練習場所への送迎の問題でありますとか、今後、クラブ移行となった場合の練習場所とかの問題でありますとか、教職員の関わりについて、今後どうやっていくのか等の質問がありまして、これらについては今後検討していくものというふうに説明をいたしたところです。

また、受入体制を検討していく上で、現在の部活動の練習日でありますとか、練習時間の詳細について調べてほしいなどの意見等もありましたので、これについては次回の会議で説明することとしたところです。以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 今、答弁いただきました内容が、次の再質問につながりますので、このまま主題1の③に対する再質問に移ります。

本町としても、将来的な地域移行に取り組むとのことでしたが、国の指針、ガイドラインでは令和5年度から令和7年度までを改革推進期間とし、地域の実情等に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとあります。本町としても令和7年度までに中学校部活動の地域移行をするのか、また休日からの移行を先に行うのか、再質問いたします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） お答えいたします。

国のガイドラインは、国の考え方を示しているものと考えております。地域によっては、やはり合意形成や条件整備など、時間を要することが考えられます。このため、国は地域の実情に応じて、可能な限り早期実現を目指すとし示しておるところでございます。令和7年度までに全ての部活動の地域移行を完成させるものではないと考えております。

また、休日の部活動からということに関しましても、平日と休日との指導者が変わることで、円滑な活動が困難になることが予測されております。多方面からの協議が当然必要になってくるものと考えております。

更に、学校単位を出場資格とする中体連の大会との調整が当然必要になってまいります。中体連に出場できなくなる可能性も懸念されておりますので、慎重に進めることが重要かと思っておりますのでございます。

このようなことから、地域移行の期限や、休日からの移行の点につきましては、今後、検討委員会で意見を聞きながら、慎重に協議を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。また、可能な限り、早期の実現を目指してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 今回の中学校部活動の地域移行は、全国的に難航している印象があります。実は、今回の一般質問に至るまでに、個人的に1年半前の議員当選直後から懸念していた問題でもあります。ようやく、国・県の指針が定まり、芦北町としての動きが出てきましたので、今回質問となりました。

中学校部活動の地域移行には、御答弁いただきましたとおり、多くの課題がござ

います。様々な課題は、地域差、協議差もあり、体育クラブ、文化クラブでも大きく違い、一概には言えないものばかりですが、子どもの送迎、指導者の確保は、多くのクラブに共通し、当てはまる大きな課題だと考えております。保護者、社会体育クラブ指導者から、現在、私に届いています御意見も同様の2つの課題が多いです。

また、少子化の波は止まらず、5年後、10年後、20年後も見据えたものをつくっていく必要があります。本町においては、検討委員会を中心に、これから更なる議論、熟慮を重ねると思います。

芦北町には、「すべては次代を担う子どもたちのために」という素晴らしい基本理念があります。この理念をもとにいち早く子どもの医療費無償化、学校給食費の無償化等の子どものための施策が過去、芦北町において実施されてきました。この中学校部活動の地域移行についても、すべては次代を担う子どもたちのために、例えば送迎については町営バスの運用、組織運営に関わる運営費用の補助等、部活動の地域移行後も継続的な支援、サポートできる体制を、施策を執行部につくっていただきたいとお願いするとともに、まずは保護者、地域の指導者、町民の声も反映しつつ、中学校部活動の地域移行が、家庭も含めて情報をオープンに円滑かつ早期に実現することを望みます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（宮内道則君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午前11時55分

令和５年第４回芦北町議会定例会議事日程（第３号）

令和５年９月１５日

午前１０時 開 議

於 議 場

１ 議事日程

（一括議題＝日程第１から日程第１０まで）

- 第 １ 認定第 １ 号 令和４年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ２ 認定第 ２ 号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ３ 認定第 ３ 号 令和４年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ４ 認定第 ４ 号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ５ 認定第 ５ 号 令和４年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ６ 認定第 ６ 号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ７ 認定第 ７ 号 令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ８ 認定第 ８ 号 令和４年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ９ 議案第４１号 令和４年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第１０ 議案第４６号 芦北町災害危険区域に関する条例の制定について

第１１ 議員派遣の件

（一括議題＝日程第１２から日程第１５まで）

- 第１２ 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１３ 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１４ 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１５ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（13人）

1番 百 田 翔 吾 君
3番 長 口 隆 君
5番 坂 本 登 君
7番 白 坂 康 浩 君
9番 宮 尾 秀 行 君
11番 寺 本 修 一 君
14番 宮 内 道 則 君

2番 楠 原 清 照 君
4番 林 田 燿 宏 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 草 野 安 道 君
10番 川 尻 成 美 君
13番 元 山 秀 志 君

3 欠席議員（1人）

12番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十三男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	岡 田 謙 治 君	コミュニティセンター課長	上 野 孝 司 君
会計管理者兼会計室長	溝 俣 圭 一 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次 長(主幹) 鎌 田 富士夫 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 熊本県町村議会議長会（議会広報研修会）
 - （１）目 的 議会広報の活性化に資するため
 - （２）期 日 令和５年１１月１０日（金）
 - （３）場 所 熊本県市町村自治会館
 - （４）派遣議員 議会広報委員会委員

令和５年９月１５日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

お手元に配付の議事日程に従って会議を進めてまいります。

-----○-----

- 第 1 認定第 1 号 令和 4 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2 号 令和 4 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3 号 令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4 号 令和 4 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5 号 令和 4 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 4 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 4 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 4 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 4 1 号 令和 4 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第 10 議案第 4 6 号 芦北町災害危険区域に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 1、認定第 1 号「令和 4 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 10、議案第 4 6 号「芦北町災害危険区域に関する条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。質疑は、2 人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、林田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（林田燿宏君） おはようございます。

総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第1号、令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてほか、2件の特別会計の決算の認定について、9月7日及び8日に審査を行いました。

審査に当たっては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果について報告します。

まず、令和4年度決算状況について、一般会計歳入決算総額は148億7,366万7,249円で、対前年度33億104万2,777円の減、歳出決算総額は140億5,318万4,514円で、対前年度29億1,527万8,257円の減となり、歳入歳出ともに令和2年7月豪雨災害復旧事業の進捗に伴い大幅な減となっています。

また、財政指標については、経常収支比率は3.4ポイント増の89.7%、実質公債費比率は0.3ポイント増の4.6%となったものの、総合的に判断すると健全財政が保たれています。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、総務課では、消防・防災対策など、安全・安心なまちづくりに関する事業やDX推進、職員研修、町の情報発信事業のほか、令和2年7月豪雨災害に係る中長期派遣職員の受入れなどが行われています。

消防・防災対策事業では、町民の生命・財産を災害から保護するため、防災訓練を通じた関係機関との連携強化や自主防災組織の設立促進の働きかけ、地区防災計画の策定支援が行われました。

また、公民館などを自主避難所として活用するため、避難に必要な資機材の購入費等助成を開始したほか、芦北インター近くの花岡高台にトイレ、外灯を整備し、指定緊急避難場所に指定するなど、多様な避難手段の確保が図られました。

消防設備については、積載車2台、小型動力ポンプ3台が更新されています。

次に、財産管理事業では、田浦支所2階と3階をサテライトオフィス田浦として整備、供用開始し、遊休施設の有効活用が図られました。

また、DX関連では、デジタル化推進本部を設置し、幹部職員研修をはじめ、職員によるワーキングチームを組成し、DX推進の基礎となる人材育成や、各種デジタル化に伴う機器等の整備を行い、行政サービスの向上と事務処理の効率化に取り組みられています。

主な質疑として、自主防災組織の設立支援及び地区防災計画の策定支援に関する

質疑があり、令和４年度は新たに２地区で自主防災組織が設立された。地区防災計画には、現在４地区が策定済みであり、全地区策定に向け取組を始めているとの答弁がありました。

また、災害関連工事の令和４年度不調・不落についての質疑があり、令和４年度は３２７件の発注に対し、８７件の不調、率にして２６．６％である。災害工事全体の進捗は、現在、発注率約８割、竣工率約６割であるとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進、国際交流の充実、人材育成、地域民間団体の支援、公共交通機関の維持等に係る各種事業が実施されています。

ふるさと応援寄附金事業では、ポータルサイトを新たに１つ追加し、４つのポータルサイトにおいて、町内店舗や特産品の情報を広く発信しました。

国際化・国際交流事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、カンボジア派遣事業、英国派遣事業については、前年度に引き続き中止されました。

公共交通対策においては、公共交通機関の利用者は減少傾向ですが、ふれあいツクールバスの運行や地方バス運行対策補助事業などにより、自家用の交通手段を持たない住民の移動手段の確保に努められています。

移住・定住に関する事業では、八代市・氷川町・芦北町の１市２町合同で取り組む定住自立圏婚活事業において、７組のカップルが芦北会場で成立したほか、オンラインや対面による移住相談会に積極的に参加し、移住検討者へのアピールや関係人口の創出に努められました。

また、令和２年７月豪雨災害の被災者等の住宅建築を支援するため、かさ上げ等の自助対策に対し、最大５０万円を助成する芦北町すまい支援事業補助金を新設し、経済的な支援が図られました。

主な質疑として、地域おこし協力隊を退任した後で定住者は何人かとの質疑に対し、退任者９人のうち４人が町内に定住しているとの答弁がありました。

また、歳入の当初予算１２０億円に対し、決算額は１４０億円となったその要因はとの質疑に対し、地方交付税や繰越金など、当初予算編成時の想定以上の歳入があったためとの答弁がありました。

次に、税務課では、地方税法や関係法令等に基づき、厳正かつ公正・公平な課税、徴収が行われています。

また、コンビニ収納、スマホアプリ決済が開始され、納税手段の多様化と利便性の向上が図られました。

令和２年７月豪雨災害の被災者に対しては、引き続き減免等の措置により、納税の負担を軽減することで、生活を再建するための後押しも継続して実施されていま

す。

町税の収納状況は、現年度分調定額 20 億 9,083 万 8,144 円に対し、収入額 20 億 8,098 万 3,122 円で、収納率は 99.5%、滞納繰越分は、調定額 3,345 万 4,384 円に対し、収入額 1,368 万 652 円で、収納率 40.9%、現年分・滞納繰越分を合計した収納率は 98.6%で、前年比 0.5%増となり、徴収努力の成果がみられました。また、財産調査等の結果に基づき、83 件の執行停止、290 件の不納欠損処分が行われています。

主な質疑として、令和 4 年度からコンビニ収納等が始まったが、スマホアプリ決済を使った納付はどのくらいあるのかとの質疑に対し、コンビニ収納とスマホアプリ決済を合わせて 5,111 件で、スマホアプリ決済はその内の 417 件であるとの答弁がありました。

次に、会計室では、収入・支出に係る審査、収納、支払いの効率的な出納業務が行われています。健全な行財政運営確保のため、資金収支計画書の精度向上を図り、公金の安全かつ効果的な運用と円滑な資金調達に努められました。

主な質疑として、コンビニ収納手数料はいくらかの質疑に対し、税込みで 1 件当たり 62 円、月額基本料 8,800 円であるとの答弁がありました。

次に、議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんどが経常的な経費となっています。

主な質疑として、監査委員費の歳出が前年度と比べ増額となっている要因はどの質疑に対し、前年度中止となっていた監査委員の全国研修会が、令和 4 年度は開催されたことによる特別旅費の増であるとの答弁がありました。

次に、福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指し、各事業で策定した計画を基に各種サービスが実施されています。

高齢者福祉事業では、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、高齢者に対する各種サービスが行われています。

障害者福祉事業では、心身の状況や生活環境等に応じ、適切な指導助言を行う相談支援事業や、働く場などの機会を提供する就労継続支援など、それぞれのニーズに配慮した福祉サービスが行われています。

児童及び母子・父子福祉事業では、子どもの健全な育成と保護者への子育て支援に加え、保育人材の確保や保育士の処遇改善に係る支援が行われているほか、安全・安心な保育環境整備と保育サービスの向上を図るため、認定こども園の園舎改築に対し、施設整備補助金が交付されています。なお、18 歳までの子ども医療費や保育所等を利用する 3 歳から 5 歳までの副食費の無償化については、継続した支援が行われているとともに、物価高騰対策として、町内保育所等の給食食材費や光

熱費等に係る経費について、支援が実施されました。

新型コロナウイルス感染症関連では、継続した感染症対策が求められる高齢・障害通所系サービス事業所に、1事業所当たり上限20万円が支給されました。

また、家計への影響が大きい住民税非課税世帯には、1世帯10万円の給付のほか、電力や食品等の価格高騰による負担増対策として、非課税世帯2,553世帯に対し、1世帯5万円の給付が行われました。

令和2年7月豪雨の被災者には、県や芦北町地域支えあいセンターなど、関係機関と連携し、被災者の意向に寄り添いながら、転居費用助成など、生活再建への継続した支援が行われました。

主な質疑として、保育補助者雇上強化事業の支援内容はどの質疑に対し、保育士資格を有しない職員を保育士補助として雇い入れ、かつ当該職員が働きながら保育士の資格を取得する取組を行う保育所等に対して補助を行うもので、保育士の負担軽減と離職防止、人材育成を目的に支援しているとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計では、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や食の自立支援事業等の介護予防事業、日常生活支援総合事業が行われています。

主な質疑として、令和4年度末現在の要介護・要支援認定者数は1,536人で、前年度から115人減少しているが、どのような状況かとの質疑に対し、全体の被保険者数も認定者数と同じく減少しており、認定率は21.3%であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、「あしたのためにきたえよう 健康力！」をスローガンに掲げ、健康に関する各種事業が実施されています。

母子保健事業では、乳幼児健診や乳幼児健康相談、乳児全戸訪問などを行い、また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援のため、産婦健康診査の助成や産後ケア事業などが実施されました。

さらに、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金の支給が開始され、延べ154人が給付を受け、経済的な負担軽減と支援が図られました。

予防接種事業では、子どもや高齢者を対象とした定期接種や、任意のインフルエンザ予防接種の費用の助成が行われ、また新型コロナウイルスワクチン接種については、医療機関での個別接種及び町内5会場で集団接種が実施されました。

検診事業では、集団健診等を実施し、健診結果に基づき、保健指導が行われています。なお、40歳到達者においては、受診率が向上し、受診勧奨等の成果がみられました。

主な質疑として、子宮頸がんワクチンの接種が延べ198人と、前年度に対し急激

に増加しているが接種の主な状況はとの質疑に対し、平成25年6月から副反応等の問題があり、積極的な勧奨を控えていたが、令和4年度から定期接種の勧奨を再開し、併せて接種機会を逃した17歳から25歳を対象に、キャッチアップ接種の勧奨を行ったため増加したとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、環境対策に係る各種事業、清掃センター業務、住民基本台帳事務等の法定受託事務が行われています。

環境対策については、水俣病やごみ処理、狂犬病予防の各種対策に取り組まれました。

なお、水俣病を正しく理解し、後世に伝えることを目的とした「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」や「もやい祭り」事業は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

マイナンバーカード交付事務では、トラブル等の報告はなく、支所・出張所での申請受付や事業所等への出張受付を行うとともに、日曜日を毎月1回開庁し、休日にカード交付を受けられる体制を整え、普及に努められました。

主な質疑として、ごみリサイクル率が26.4%で、以前より下がっている要因と、全国や県の状況について質疑があり、本町では民間事業者の回収ボックス設置増加などが一因として考えられる。リサイクル率については、全国19.9%、熊本県20.9%を上回っている状況であるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計の事業勘定では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドックの助成や、特定健診の受診勧奨を行うなど、医療費の適正化に積極的に取り組まれています。また、18歳以下の子どもに係る均等割の減免は引き続き実施し、子育て世帯の生活支援が図られています。

なお、令和4年度の医療費については、薬価改定等により前年度と比較すると減少したとの説明がありました。

国民健康保険事業特別会計の直診勘定では、豪雨被災により休診していた吉尾温泉診療所については、医師等の人材確保が難しいことや、地元の行政区長等で構成する国民健康保険直営診療所運営協力委員会の意見を踏まえ、閉所が決定したとの説明がありました。なお、それまで診療所を受診されていた方についての町内医療機関への送迎は継続され、受診できる体制は整えられています。

主な質疑として、レセプト点検についての質疑があり、月約3万件のレセプトを点検しており、薬剤の多量、重複などの疑義が生じた場合は、国保連合会へレセプトを返戻し、再度、内容審査を依頼しているとの答弁がありました。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、町では申請や相談等の窓口業務及び保険料の徴収等を行

っています。

主な質疑として、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合、保険料はどうなるかとの質疑に対し、後期高齢者医療保険料は国民健康保険税の課税方式とは異なり、所得割が10.26%、均等割が5万4,000円で算出されるとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号、令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2件の特別会計の決算の認定については、予算議決の趣旨と目的に従って、適正に事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 次に、草野建設経済文教常任委員長。

○建設経済文教常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました認定第1号、令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてほか、3つの特別会計の決算認定について及び議案第41号、令和4年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに議案第46号、芦北町災害危険区域に関する条例の制定については、現地調査も含めて9月7日及び8日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

はじめに、建設課では、令和2年7月豪雨で被災した各種公共施設等の復旧を引き続き最優先で実施されており、また被災者の恒久的な住まいを確保するため、災害公営住宅の建設工事が進められています。

交通ネットワークの整備においては、地域道路網の整備に積極的に取り組まれ、環境と防災に配慮した、安心して通行できる道路整備が行われています。

安全・安心なまちづくりの河川改良事業では、大迫川外3河川の改良工事及び測量設計業務を実施し、適正な維持管理に努められています。

住宅等の整備については、既存の公営住宅においては、年次計画に基づく白蟻駆除予防作業や、経年劣化に伴う修繕工事を行い、また若者や子育て世代に魅力ある住宅を提供するため、湯浦地区に整備する地域優良賃貸住宅の建設に係る設計業務委託等が実施されています。

復旧・復興計画関連においては、道路災害１９１件、２７２か所のうち、１３８件、１９９か所が工事発注済み、また河川災害２２９件、６７０か所のうち、１７３件、４７７か所が工事発注済みとなっており、着実に工事の進捗が図られています。

主な質疑として、町内で危険なブロック塀を見かけるが、危険ブロック塀等安全確保支援事業は、町民からの申請事業であるのかとの質疑に対し、町民からの申請により実施する補助事業であり、広報紙等で周知しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、下水道の整備の浄化槽設置費助成事業において、３７基の浄化槽設置に対し助成されています。

復旧・復興関連では、被災した飲料水供給施設の復旧のため、漆川内水道組合に対して助成され、生活水の確保及び安定供給が図られています。

主な質疑として、町内の水洗化率はどれくらいかとの質疑に対し、合併浄化槽と農業集落排水を合わせた水洗化率は約７割であるとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が１９件あり、水洗化率は８５．９％となっています。また、供用開始から３０年が経過した芦北地区農業集落排水処理施設の更新工事が実施され、適切な施設管理に努められています。

次に、生活排水処理事業特別会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理を行っており、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況に合わせた維持管理が行われています。

主な質疑として、浄化槽使用料を不納欠損処分した理由は何かとの質疑に対し、対象者が所在不明となり５年が経過し、時効により徴収権が消滅したためであるとの答弁がありました。

次に、水道事業会計では、老朽化した施設や配水管等の更新を計画的に進め、水道水の安定供給に努められており、町内６か所の配水管布設替工事や湯浦ポンプ場及び配水池電気設備更新等工事が実施されています。営業収益は２億４５２万８，６５０円で、営業収益から営業費用並びに営業外収支を差し引いた経常利益は２，２８３万２，２２０円となっています。

また、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は２，２８２万３，２１０円となり、安定供給と効率的な経営への取組が見られ、その結果、未処分利益剰余２億１，３１３万６，７０７円を翌年度に繰り越すこととされています。

主な質疑として、令和４年度における漏水の件数はとの質疑に対し、月に３ないし４件、年間約５０件程度の漏水があったとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、商工業の育成と振興において、新型コロナウイルス感染

症感染拡大の影響に加え、エネルギー価格や物価の高騰に伴い、影響を受けている商工業事業者の事業継続の支援に取り組まれています。

企業誘致では、新たにサテライトオフィス田浦を開設し、併せてお試しワーケーション体験事業や町の魅力創造発信事業を実施し、3件の進出協定が締結されました。また、既存企業の設備増設に係る立地協定を1件締結し、企業の雇用拡大と設備投資増大に寄与されています。

観光振興については、御立岬第2キャンプ場「星の森」が令和4年10月にオープンし、新たな客層の誘客につながっており、御立岬公園の各種施設利用との相乗効果が表れています。

また、芦北町を舞台にしたアニメ「放課後ていぼう日誌」を活用したデジタルスタンプラリーを実施し、町内外からの交流人口の増加が図られています。なお、町全体の観光入込客数は、前年比2%増の94万9,772人となりました。

復旧・復興関連では、商工会と一体となって、商工業者の事業の継続を支援し、概ねなりわいの再建が完了されています。また、商工会と連携して、町内各所で復興まつりが実施されました。

また、旧国民年金保養センター「ブルーマリンあしきた」跡地の有効活用を図るため、あしきたマリンパーク再整備計画基本構想が策定されています。

主な質疑として、サテライトオフィスの入居状況はとの質疑に対し、サテライトオフィス計石は8室のうち6室が入居済みで1社が準備中、サテライトオフィス田浦は8室のうち3室が入居済みであるとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計では、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、豪雨災害により被災した施設の機器設備の維持・修繕などを行い、利用者の入浴環境改善と利便性の向上に努め、安全・安心な施設運営に取り組まれています。

町有温泉施設の総入浴者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び計石温泉センターの緊急修繕に伴う休館の影響もあり、令和4年度の総入浴者数は前年度比1.4%減の20万1,063人となりました。

主な質疑として、計石温泉センターの緊急的な修繕の内容はとの質疑に対し、経年劣化に伴い、ポンプ室の配管及びポンプの修繕を行ったとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、農業の振興において、農業委員会運営事業により農地法に基づく許認可事務をはじめ、農地等の利用の推進に関する事業が行われております。

果樹振興対策事業では、既存ハウスの資材、附帯設備の修繕及び優良品種の導入や果実の鮮度保持のため、資材購入に対し助成されています。果樹園地内の新設園

内道整備を支援され、農作業の利便性と省力化が図られています。

畜産振興対策事業では、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産素牛や繁殖牛購入費の助成が行われております。

有害鳥獣被害防止等対策事業では、防護柵の設置、わな免許取得及び箱わな購入等に助成され、通年での有害鳥獣駆除も行われています。捕獲実績は、令和4年度においては、イノシシ1,246頭、シカが983頭で、年々増加傾向にあります。

林業の振興では、町有林維持管理事業などにより、山林の間伐や下刈りを計画的かつ効率的に実施し、森林の機能を維持することに努められています。

また、芦北町木造住宅建築支援事業では、町産材の需要拡大と木材産業の振興及び定住促進のため、町産材を使用した住宅の建築に対して補助金が交付されています。

漁業の振興については、稼げる水産業づくりを目的に、地理的表示（GI）として登録された田浦銀太刀に対する支援を行うとともに、マガキの産地化に向けた取組に対する支援が行われています。

復旧・復興関連の農業に関しては、農地及び農業用施設災害復旧事業として、7月豪雨災害で国の補助を受けて実施する災害復旧168件のうち、農地49件及び農業用施設43件が、令和5年3月までに竣工しています。また、国の補助対象としない小規模な災害については、町単独事業により早期復旧が図られています。

林業に関しては、林道災害復旧事業により、被災した林道14路線のうち12路線が完了、残り2路線を令和5年度へ繰り越し、継続して復旧が図られます。

主な質疑として、鳥獣被害対策として助成している防護柵の種類は何か、また鉄製の防護柵の設置はあったのかとの質疑に対し、シカネットや防護柵がほとんどで、ワイヤーメッシュはあったが、鉄製の防護柵の実績はないとの答弁がありました。

次に、教育課では、学校教育において、芦北町の将来を担う子どもたちの学力の充実と向上を目指し、指導主事による若手教師の育成や、小中学校と教育委員会との連携強化等に取り組まれています。また、中学校区毎に学校運営協議会（コミュニティスクール）をそれぞれ立ち上げ、地域学校協働本部との一体的推進を図りながら、地域とともにある学校づくりを推進されています。

学校施設整備事業においては、中学校3校のトイレ洋式化改修工事等が行われ、教育環境の向上及び施設の適正な維持管理が図られています。

学校給食では、令和4年度から給食調理業務を民間委託され、安定かつ継続的な給食提供に努められています。また、食物アレルギーを持つ児童生徒には、アレルギーに対応した給食の提供も行われています。

主な質疑として、学校訪問事業ではどのような指導助言を行っているのかとの質

疑に対し、学習指導要領にのっとった授業になっているか、また子どもたちの主体的な学びになっているかの観点で授業参観し、授業改善の指導や学校経営等で課題となっている部分について助言等を行っているとの答弁がありました。

奨学資金貸付事業特別会計では、大学生及び高校生37人へ奨学金の貸付けが行われ、経済的な理由による修学困難者への便宜が図られています。また、近年、社会情勢等の影響での物価高騰による経済的な負担軽減を図るため、令和4年度貸付者を対象に、月額1万円が給付され、日常生活や勉学等の支援が図られています。

次に、スポーツ・文化振興課では、スポーツの振興において、各スポーツ団体への活動支援、九州大会以上の競技会出場者への補助、スポーツ賞及び奨励金を交付し、各スポーツ団体の育成や選手の競技力向上が図られました。

体育施設の管理では、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、適切な維持管理に努められ、また町民総合センターの大規模改修工事が令和4年5月に完了し、6月から利用が再開されています。

文化の振興では、文化活動が再開され、九州大会以上の出場者への補助を実施しました。また、文化振興奨励賞の交付により、文化活動に対する意識の向上にも努められています。

新芦北町誌編さん事業では、原稿の校正作業を中心に作業が行われ、11月に校了、12月に納品されています。

星野富弘美術館では、星野富弘作品の展示や詩画公募展を開催、また湯浦小学校において詩画制作の出前講座が行われ、芸術文化の発展と心の教育に関する意識の高揚が図られています。

主な質疑として、新芦北町誌編さん事業において、芦北町誌は納品済みとのことだが、価格及び販売状況はとの質疑に対し、令和5年3月から販売しており、上・下巻で5,000円、令和4年度で81部販売しているとの答弁がありました。

次に、コミュニティセンター課では、青少年の健全育成、社会教育関係団体の支援連携、施設環境の充実等に係る各種事業が実施されています。

社会教育関係団体の支援連携については、各種団体の自主活動の支援や、連携強化を図り、積極的な活動展開に努められました。令和2年に開館した芦北町総合コミュニティセンターにおいて、図書館ではブックスタート事業や絵本の読み聞かせにより、子どもたちが本に触れるきっかけを創出し、また職員派遣による小中学校図書室運営支援などで図書館と学校の連携が図られています。

子どもの広場では、入館者に対して新型コロナ感染防止対策を実施した上で、利用者の見守りを行うなど、安全・安心に配慮した運営が行われております。

演奏家派遣アウトリーチ事業では、県立劇場との共催により、各小学校へ演奏家

を派遣し、生の演奏を児童に届け、心豊かな子どもたちの育成が図られています。

地区公民館建設補助事業では、3つの地区公民館施設の新築及び修繕等に補助金が交付され、またコミュニティ助成事業では、2つの公民館の新築備品の整備に助成を行い、地域の拠点づくりの推進が図られました。

主な質疑として、文化協会の加盟団体数と各団体への育成補助金はいくらかとの質疑に対し、加盟団体は48団体、1団体当たり1万5,000円で、17団体には5,000円の郷土芸能加算を合わせて支出しているとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました、認定第1号、令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか3つの特別会計の決算認定については、予算議決の趣旨と目的に従って適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

また、議案第41号、令和4年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算議決の趣旨と目的に従って適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号、芦北町災害危険区域に関する条例の制定について申し上げます。

この条例は、令和2年7月豪雨により被災した球磨川流域及びその支川において、災害を未然に防止し、地域住民の安全を確保するために、新たな基準に基づく災害危険区域を指定する必要があるため制定されるものです。

主な質疑として、国が行う宅地嵩上げに関連した条例制定なのかとの質疑に対し、建築基準法の規定に基づき災害危険区域の指定を行い、区域内における建築物を制限するものであり、国が行う嵩上げ事業にも関連しているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第46号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、認定第1号から日程第10、議案第46号までを順次討論を行います。採決します。

日程第1、認定第1号、令和4年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和4年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第4号は原案のとおり認定

することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和4年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和4年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和4年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、認定第8号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、議案第41号、令和4年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第41号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第10、議案第46号、芦北町災害危険区域に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議案第46号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 日程第11「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議席に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。従って、議長に一任することに決定しま

した。

—————○—————

第 1 2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 3 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第 1 2 から日程第 1 5 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 4 回芦北町議会定例会を閉会します。

皆様、御苦勞様でした。

—————○—————

閉会 午前 1 0 時 5 8 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員